

令和3年度 新築賃貸住宅入居者募集(優先募集)のご案内

コンフォール東池袋<定期借家>東京都豊島区



令和6年3月末日までお住まいになれる定期借家契約です。

■郵便申込受付期間／令和3年5月31日(月)～6月4日(金)

- ※上記期間中に郵送(26ページの専用紙)でお申込みください。
- ※各住宅ごとのお申込みとなります。なお、お申込みは一世帯につき1戸(1通)に限ります。
- ※現地及びインターネットでのお申込みは受付しておりませんのでご注意ください。
- ※現地案内所及び現地モデルルームは開設しておりませんのでご注意ください。

■募集戸数／19戸

■入居開始可能日／令和3年7月31日(土)

UR賃貸住宅 4つのメリット

礼金ナシ

仲介手数料ナシ

更新料ナシ

保証人ナシ

※「更新料ナシ」については、普通借家契約の場合となります。

「コンフォール」快適を意味するフランス語に、快適な住まいへの願いを込めたUR都市機構の賃貸住宅のブランドです。

優先募集対象者について

コンフォール東池袋は、東京都豊島区の住宅市街地総合整備事業（密集市街地整備型）（以下「今回対象事業」といいます。）により従前居住者用賃貸住宅として建設されたUR賃貸住宅です。

従前居住者用賃貸住宅は、住宅市街地総合整備事業制度要綱に基づき、申込要件を設けており、コンフォール東池袋の新築賃貸住宅入居者募集（優先募集）は、令和3年5月31日現在で以下の「優先募集対象者」の①～④のいずれかに該当することに加え、このパンフレット22・23ページ記載の申込資格を全て備えている方がお申込みできます。

■優先募集対象者

該当区分	対象者
① 障がい者	申込本人または同居する親族が、次の(1)または(2)に該当する障がい者の方。 (1)身体障がい者手帳の交付を受けている4級以上の障がいのある方。 (2)下記のいずれかに該当する方。 ①療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている重度の障がいのある方で、常時介護を要する方。 ②児童相談所、知的障がい者更生相談所または精神科医等から、重度の知的障がいまたはこれと同程度の精神の障がいがあると判定されている方で、常時介護を要する方。
② 高齢者	申込本人または同居する親族が、満60歳以上の方。
③ 子育て世帯	申込本人または同居する親族が、次の(1)または(2)のいずれかに該当する方。 (1)妊娠している方。 (2)満20歳未満の子(子以外の孫、甥、姪等の親族を含む)と現に同居していて、かつ、扶養している方。
④ 別事業の従前居住者	申込本人または同居する親族が、今回対象事業(東京都豊島区の住宅市街地総合整備事業(密集市街地整備型))以外の事業(東京都の特定整備路線整備事業や東京都豊島区以外の特別区における住宅市街地総合整備事業(密集市街地整備型)等、密集市街地の改善に資する事業。以下「別事業」といいます。)の実施により移転が必要となることを、別事業を実施する地方公共団体(東京都または特別区)が認める方。

● 注意事項

1 必ず上記の該当する区分にお申込みください。

区分違いは、お申込み受付後当選となった場合でも、その当選は無効となります。

2 「子育て世帯」区分で申込まれる妊娠している方、または妊娠している方を世帯に含む方は、申込書の同居者欄に「出産予定」とご記入ください。

(25ページ「申込書の記入要領」をご覧ください。)

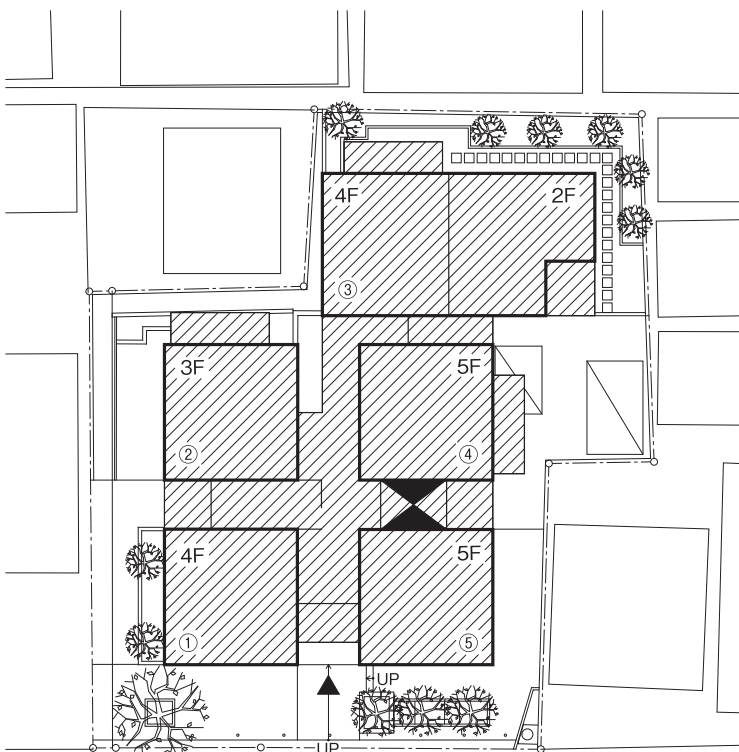
募集概要・配置図

■募集概要




- 所在地／東京都豊島区東池袋五丁目147番5、13号
- 住居表示／東京都豊島区東池袋五丁目15番13-○○○号^(号室)
- 交通／東京メトロ有楽町線「東池袋」駅下車 徒歩6分、都電荒川線「東池袋四丁目」駅下車 徒歩5分
東京メトロ丸ノ内線「新大塚」駅下車 徒歩12分、J R 山手線「大塚」駅下車 徒歩14分
- 建設戸数／20戸
- 募集戸数／19戸 [1K:17戸、2LDK:2戸]
- 建物構造／鉄筋コンクリート造 5階建(一部2・3・4階建)
- 入居開始可能日／令和3年7月31日(土)

※募集戸数は建設戸数から募集対象外住宅を差し引いた戸数です。
 ※郵送申込受付期間中に郵送(26ページの専用用紙)でお申込みください。
 ※現地及びインターネットでのお申込みは受付しておりませんのでご注意ください。
 ※現地案内所及び現地モデルルームは開設しておりませんのでご注意ください。
 ※入居開始可能日は、工事の進行状況等により変更になる場合がありますので、あらかじめご承知おきください。
 また、家賃等は入居開始可能日より発生します。
 ※借地借家法第38条の規定に基づく定期建物賃貸借契約(定期借家契約)のため、契約の更新はできません(17・31ページ参照)。

■配置図



凡例

-  今回募集住棟
-  階数
-  敷地境界線
-  エレベーター
-  自転車置場
-  住宅出入口
-  車止め
-  樹木

※ 住戸番号は(①～⑤)の順にふられています。

※ この配置図は、工事の関係上一部変更することがあります。また微細な工作物や高低差(階段・擁壁・法面)などについては、表示していません。

※ この配置図は計画図であり、入居時の状況と異なる場合があります。

募集住宅一覧表

住宅タイプ	住宅型式	面積 (㎡)				募集戸数 (戸)	月額家賃 (円)	基準月収額 (円)	基準貯蓄額	間取図掲載ページ
		住宅専用部分	バルコニー	専用スペース	外部物入					
A	1K-30㎡	30.30	5.80	—	—	2	104,300・106,000	330,000 [単身申込者の場合] 250,000	月額家賃の 100倍	7
B	1K-30㎡	30.34	4.85 ※1	—	—	4	95,500~108,700			8
C	1K-30㎡	30.34	4.76	—	—	3	105,400~107,100			9
D	1K-30㎡	30.34	5.80 ※2	—	—	3	91,900~107,700			10
E	1K-30㎡	30.34	—	4.39	0.90	1	96,700			11
F	1K-30㎡	30.34	5.80	—	—	4	101,600~110,800			12
G	2LDK-60㎡	60.22	10.73	5.34 ※3	—	2	173,200・179,600			13

※1:101号室・201号室除く ※2:102号室除く ※3:103号室除く

共益費	月額9,600円(予定・全戸共通)。毎月の家賃とともに口座振替によりお支払いいただきます。
敷金	月額家賃の2か月分。契約時までにUR都市機構指定の金融機関にてお支払いいただきます。 (UR賃貸住宅の敷金引継制度は利用できません。)

- ・各住宅ごとのお申込みとなります。なお、お申込みは一世帯につき1戸(1通)に限ります。
- ・申込方法の詳細については、20ページ以降をご覧ください。
- ・平均月収額が基準月収額以上あること、または貯蓄額が基準貯蓄額以上あることが必要です。
基準貯蓄額については、月額家賃の100倍になります。詳細は、22ページの「申込資格」5をご覧ください。

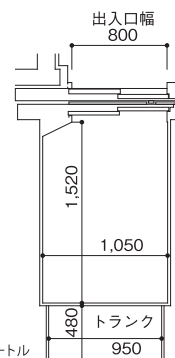
住宅型式の表示方法

G **2** **L** **D** **K** - **60**㎡

∴ 住宅タイプ
∴ 個室の数
∴ リビング(居間)
∴ ダイニング(食事室)
∴ キッチン(台所)
∴ (小数点以下切捨て)住宅専用部分面積

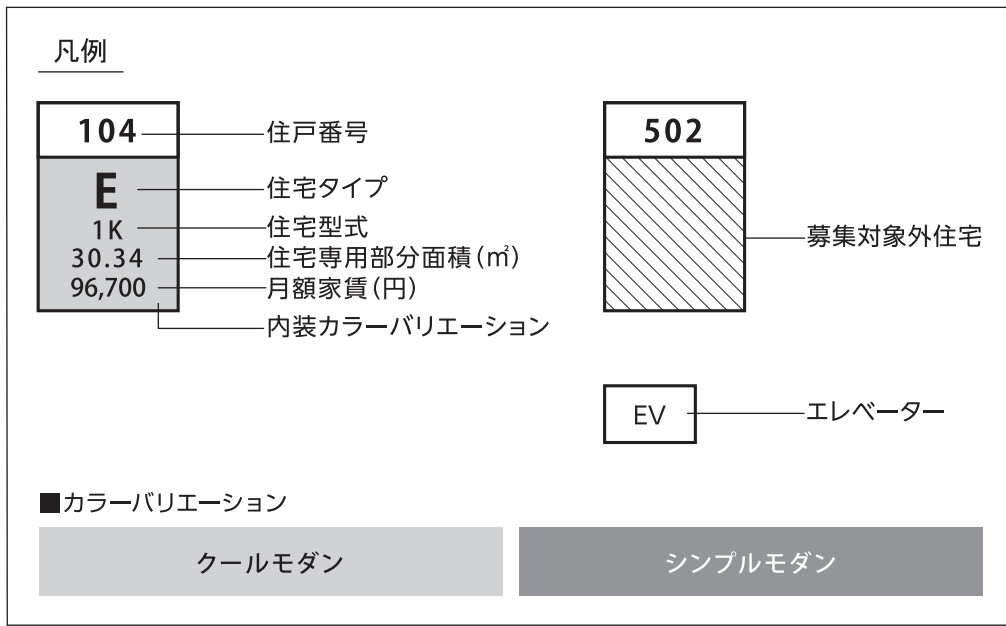
エレベーター平面図


9人乗り・トランク付
 出入口の高さ：2,000mm
 積載荷重：600kg
 停止階：各階停止
 基数：1基



※単位:ミリメートル

立面図



		EV							
5F	502 		501 F 1K 30.34 110,800						
4F	404 C 1K 30.34 107,100		403 F 1K 30.34 107,000		402 A 1K 30.30 106,000			401 B 1K 30.34 108,700	
3F	305 C 1K 30.34 106,600		304 F 1K 30.34 105,000		303 A 1K 30.30 104,300		302 D 1K 30.34 107,700	301 B 1K 30.34 107,100	
2F	205 C 1K 30.34 105,400		204 F 1K 30.34 101,600	203 G 2LDK 60.22 179,600		202 D 1K 30.34 104,100		201 B 1K 30.34 106,000	
1F	メールコーナー 管理事務室 ゴミ置場		104 E 1K 30.34 96,700	103 G 2LDK 60.22 173,200		102 D 1K 30.34 91,900		101 B 1K 30.34 95,500	

東面

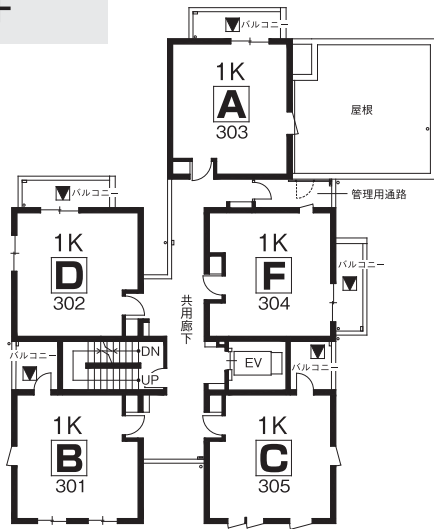
北面

西面

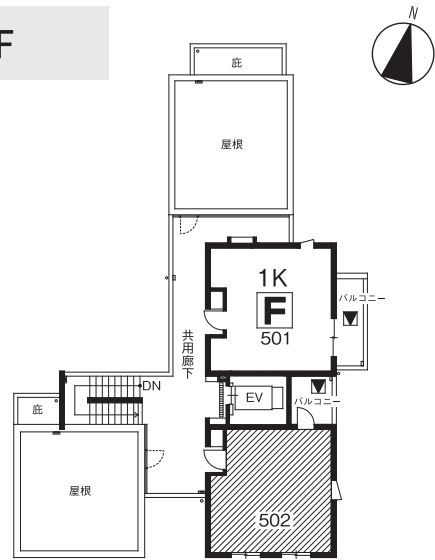
※この立面図はバルコニー側から見たものです。

各階平面図

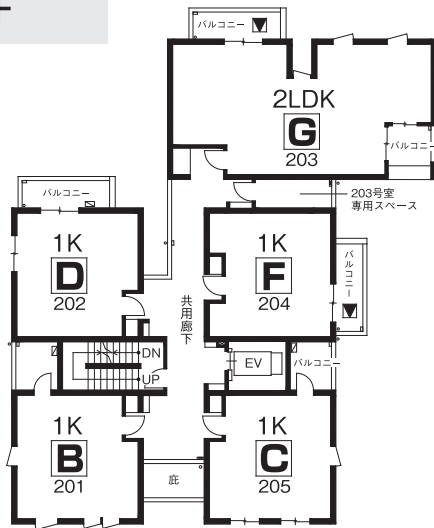
3F



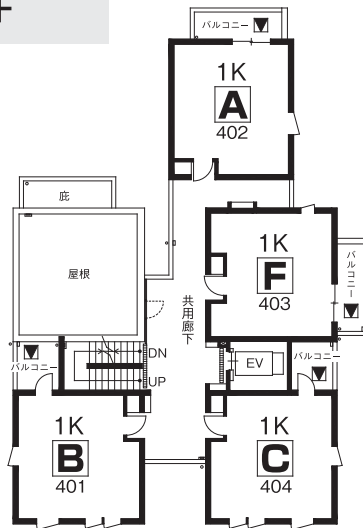
5F



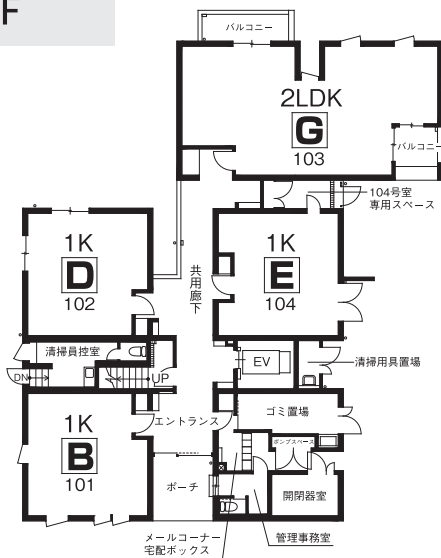
2F



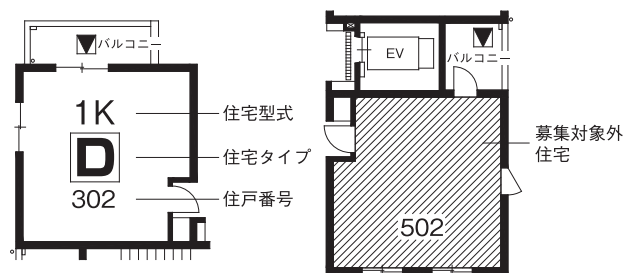
4F



1F



凡例



EV エレベーター

▼ 避難ハッチ

▨ 避難梯子 (2階のみ)

ピクトグラフ凡例



エアコン

入居後すぐに使えるエアコンを設置しています(各住宅に1か所。設置位置は各間取図をご参照ください。)。冷房・暖房・除湿機能付です。



浴室暖房乾燥機(常時小風量換気システム付)

浴室を使用していないときは、浴室が乾燥室になります。浴室内に吊り下げて乾燥させるため、洗濯物をいためずに乾燥ができ、寒い冬には浴室暖房もできます。タイマーで自動ストップの省エネタイプです。雨のときやお出かけのときにとっても便利です。また、この機種は、窓を閉めたままでも換気を行い、24時間常に新鮮な空気を住宅内に取り込むシステムです。



ビルトインコンロ(2口)

流し台組み込みでスッキリ。2つのバーナーに立ち消え安全装置、過熱防止装置がついています。



ビルトインコンロ(3口・温度調節機能付)

流し台組み込みでスッキリ。お掃除の楽なガラスストッププレートです。3つのバーナーに温度調節機能、立ち消え安全装置、過熱防止装置がついて、使いやすさもアップしました。



床暖房

床フローリングの下に温水管をめぐらし、下から優しくあたためる温水式床暖房。頭寒足熱、しかも部屋の空気を汚さない健康的で快適な暖房方式です。

※床暖房設備の使用にあたっては、別途東京ガス(株)の床暖房賃貸制度に申込みが必要となります(有償)。



多機能便座

洗浄、便座暖房、脱臭機能、着座センサー、誤作動防止機能、節電機能付きで快適にトイレタイムが過ごせます。



無線LAN対応給湯器リモコン(キッチン)

お湯張りや追い焚きをキッチンからスイッチひとつで操作できます。家庭用の無線LANルーターに接続すれば、外出先からも操作できます。※無線LAN接続にあたっては、別途メーカー専用アプリのインストールが必要となります。

※家庭用の無線LANルーターは入居者様でご準備ください。



玄関収納

靴の収納など整理整頓に便利です。



クローゼット

洋服が収納できる便利なハンガーパイプ付きの物入です。



ウォークインクローゼット

洋服はもちろん、大きな物までスッキリ収納できます。



物入

廊下などに収納空間を設けました。



トイレ内の棚

トイレトーパーやタオルなどの整理に便利な棚です。



対面キッチン

ご家族との会話もはずむキッチンプランです。



窓のあるキッチン

キッチンを明るくし、部屋の換気もできます。



バルコニーのあるキッチン

キッチンのドアを開けるとバルコニーに出ることができます。キッチンも明るく部屋の換気にも便利です。



書斎コーナー

書き物や読書にぴったり、書斎感覚で使えるゆとりのスペースです。

※各間取図ページに記載されているピクトグラフはこちらをご参照ください。
※住宅により設置されていないものもあります。

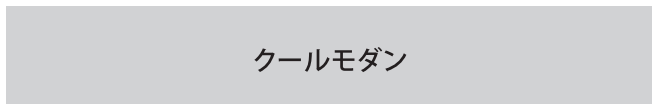
各間取図の共通凡例

PS	パイプスペース	床暖房設置範囲	◆	腰窓(バルコニー等への出入りはできません。)
EPS	電気パイプスペース	AC	▼	避難ハッチ(設置位置は住戸により異なります。)
B	給湯器	AC		
	ビルトインコンロ	洗濯機用防水パン		

※各間取図ページに記載されている凡例はこちらをご参照ください。
※住宅により設置されていないものもあります。
※平面図・間取図と実際の住宅が異なる場合は、現状を優先させていただきます。
※バルコニー及び共用廊下の手すり壁の仕様は、ガラス・アルミたて格子・コンクリートなど住宅によって異なります。
※設備機器等の設置箇所が変更となる場合があります。その場合は、現状を優先させていただきます。

※主な窓等には、カーテンレール・網戸が設置されています。
※樋の位置は、住宅によって異なる場合があります。
※各住宅の方位・位置・バルコニー等の形状は、配置図・立面図・各階平面図・間取図でご確認ください。
※床暖房設備の使用にあたっては、別途東京ガス(株)の床暖房賃貸制度に申込みが必要となります(有償)。

《カラーバリエーション》



※各住戸にカラーバリエーションを設定しております。全2タイプです。

A

1K-30m²

■募集戸数 / 2 戸

●住宅専用部分面積 / 30.30m²

住宅タイプ

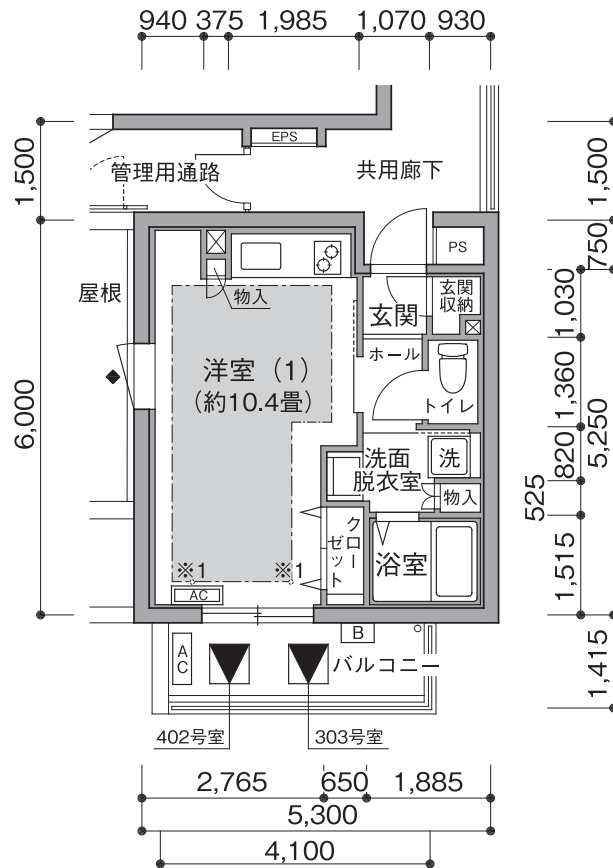
■月額家賃 / 104,300円・106,000円

●バルコニー面積 / 5.80m²



《カラーバリエーション》

シンプルモダン



※ 1 物干し取付用金物

		EV			
5F	502	501			
		F			
4F	404	403	402		401
	C	F	A		B
3F	305	304	303	302	301
	C	F	A	D	B
2F	205	204	203	202	201
	C	F	G	D	B
1F		104	103	102	101
		E	G	D	B

※この立体図はバルコニー側から見たものです。
 該当住戸

B

1K-30m²

■募集戸数 / 4 戸

住宅タイプ

■月額家賃 / 95,500円～108,700円

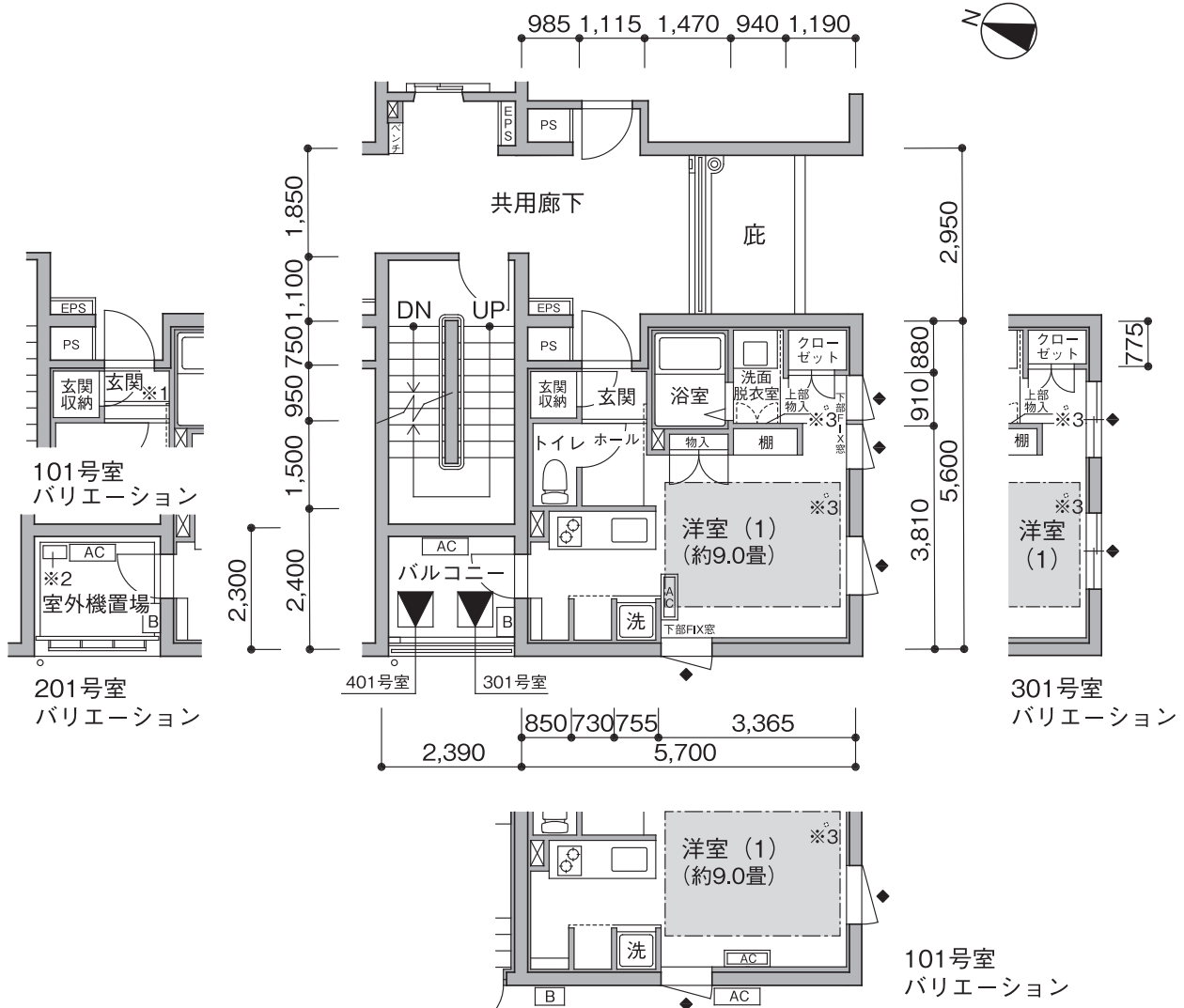
●住宅専用部分面積 / 30.34m²

●バルコニー面積 / 4.85m² (101・201号室除く)

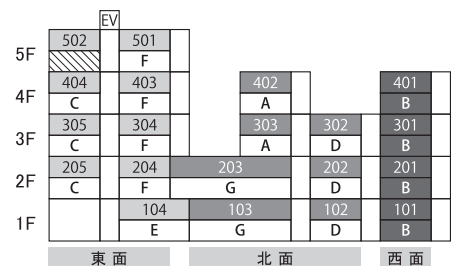


《カラーバリエーション》

クールモダン



- ※ 1 上り框 2 段 (101号室のみ)
- ※ 2 避難梯子 (201号室のみ)
- ※ 3 物干し取付用金物



※この立体図はバルコニー側から見たものです。

■ 該当住戸

C

1K-30m²

■募集戸数 / 3 戸

●住宅専用部分面積 / 30.34㎡

住宅タイプ

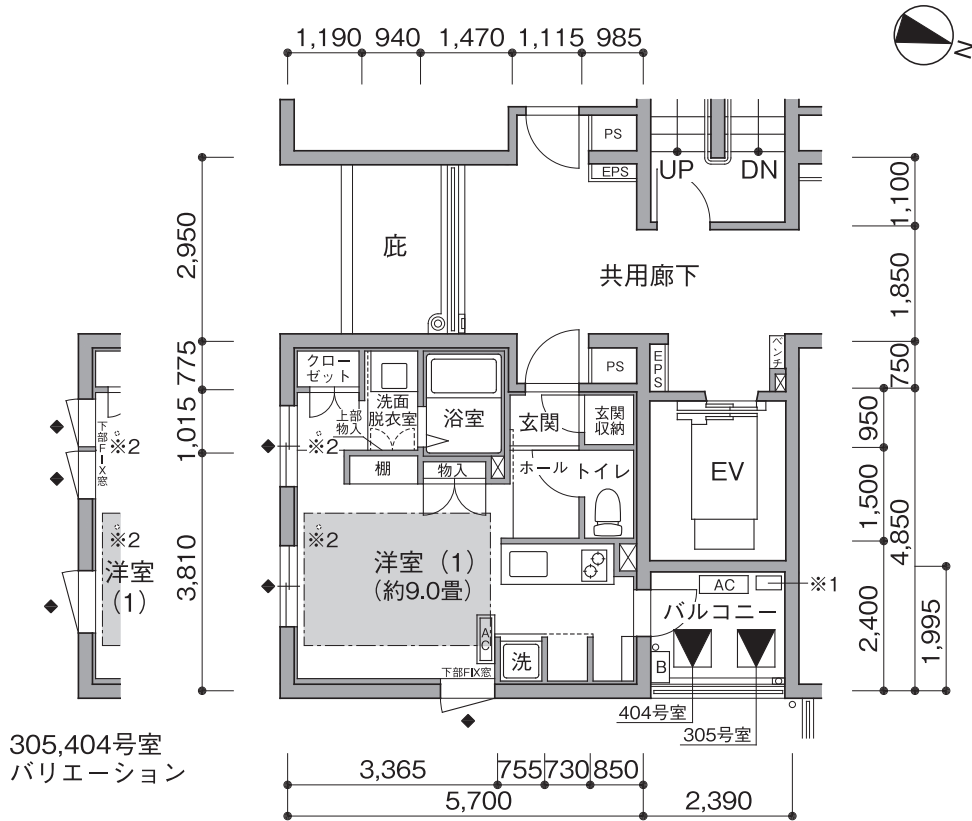
■月額家賃 / 105,400円~107,100円

●バルコニー面積 / 4.76㎡



《カラーバリエーション》

クールモダン



305,404号室
バリエーション

※1 避難梯子 (205号室のみ)

※2 物干し取付用金物

		EV			
5F	502	501			
		F			
4F	404	403	402		401
	C	F	A		B
		304	303	302	301
3F	C	F	A	D	B
	205	204	203	202	201
2F	C	F	G	D	B
		104	103	102	101
1F		E	G	D	B

※この立体図はバルコニー側から見たものです。

■ 該当住戸

D

1K-30m²

■募集戸数 / 3 戸

住宅タイプ

■月額家賃 / 91,900円～107,700円

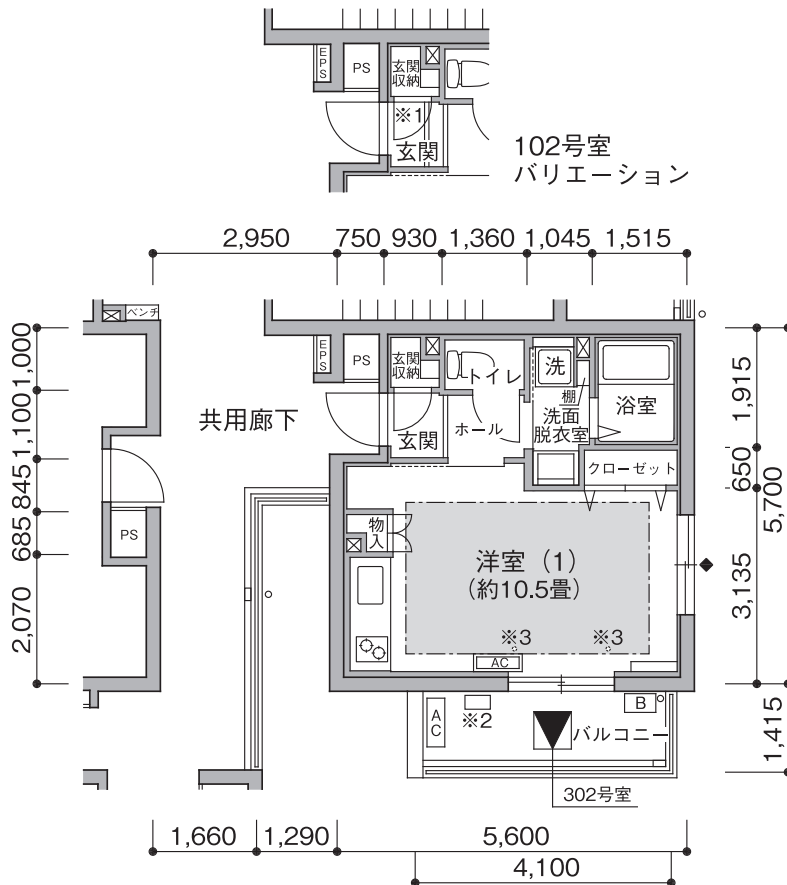
●住宅専用部分面積 / 30.34m²

●バルコニー面積 / 5.80m² (102号室除く)

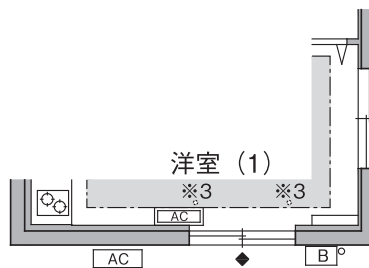


《カラーバリエーション》

シンプルモダン



102号室
バリエーション



102号室
バリエーション

- ※ 1 上り框 2 段 (102号室のみ)
- ※ 2 避難梯子 (202号室のみ)
- ※ 3 物干し取付用金物

	EV				
5F	502	501			
	F	F			
4F	404	403	402		401
	C	F	A		B
	305	304	303	302	301
3F	C	F	A	D	B
	205	204	203	202	201
2F	C	F	G	D	B
1F		104	103	102	101
		E	G	D	B

東面 北面 西面
※この立体図はバルコニー側から見たものです。
■ 該当住戸

E

1K-30m²

■募集戸数 / 1 戸

住宅タイプ

■月額家賃 / 96,700円

●住宅専用部分面積 / 30.34m²

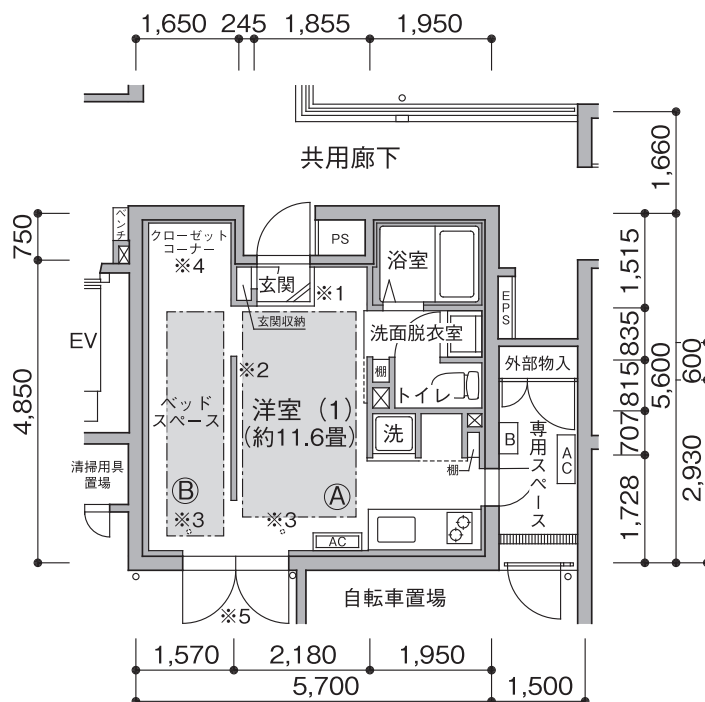
●専用スペース面積 / 4.39m²

●外部物入 / 0.90m²



《カラーバリエーション》

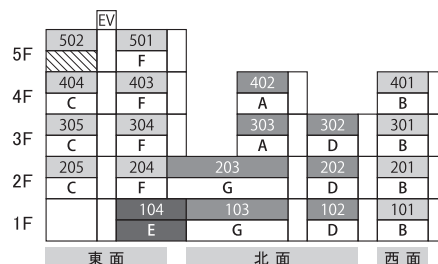
クールモダン



- ※ 1 上り框 2 段
- ※ 2 アクセントウォール
- ※ 3 物干し取付用金物
- ※ 4 ハンガーパイプ付
- ※ 5 非常時のみ開閉

[床暖房について]

床暖房の運転範囲は全面または(A)及び(B)の範囲で切り替えが可能です。



※この立体図はバルコニー側から見たものです。

■ 該当住戸

F

1K-30m²

■募集戸数 / 4 戸

住宅タイプ

■月額家賃 / 101,600円～110,800円

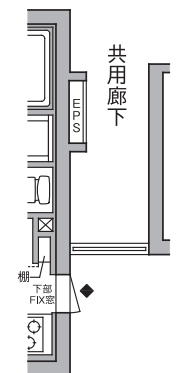
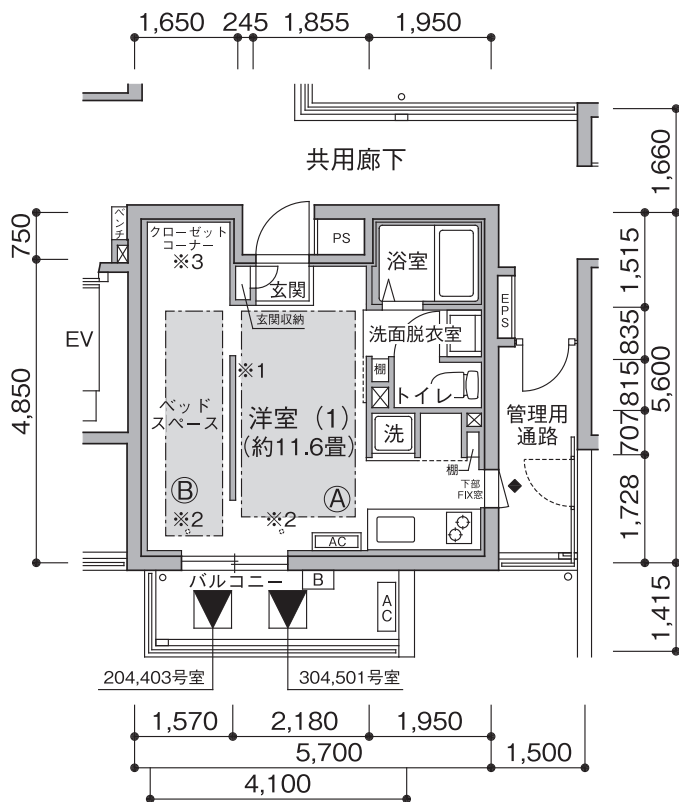
●住宅専用部分面積 / 30.34㎡

●バルコニー面積 / 5.80㎡

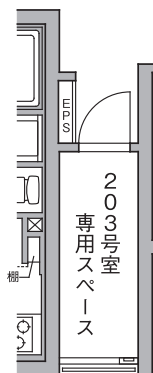


《カラーバリエーション》

クールモダン



403,501号室
バリエーション

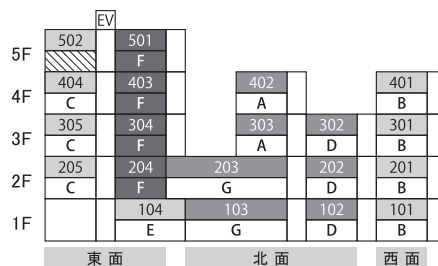


204号室
バリエーション

- ※ 1 アクセントウォール
- ※ 2 物干し取付用金物
- ※ 3 ハンガーパイプ付

【床暖房について】

床暖房の運転範囲は全面または①及び②の範囲で切り替えが可能です。



※この立体図はバルコニー側から見たものです。

■ 該当住戸

G

2LDK-60m²

■募集戸数 / 2戸

住宅タイプ

■月額家賃 / 173,200円・179,600円

●住宅専用部分面積 / 60.22m² ●バルコニー面積 / 10.73m²

●専用スペース面積 / 5.34m² (203号室)



エアコン



浴室暖房
乾燥機



24H換気



ビルトインコンロ
(3口・温度調整機能付)



床暖房



多機能便座



無線LAN対応
給湯器リモコン



玄関収納



クローゼット



ウォークイン
クローゼット



物入



トイレ内の棚



対面キッチン



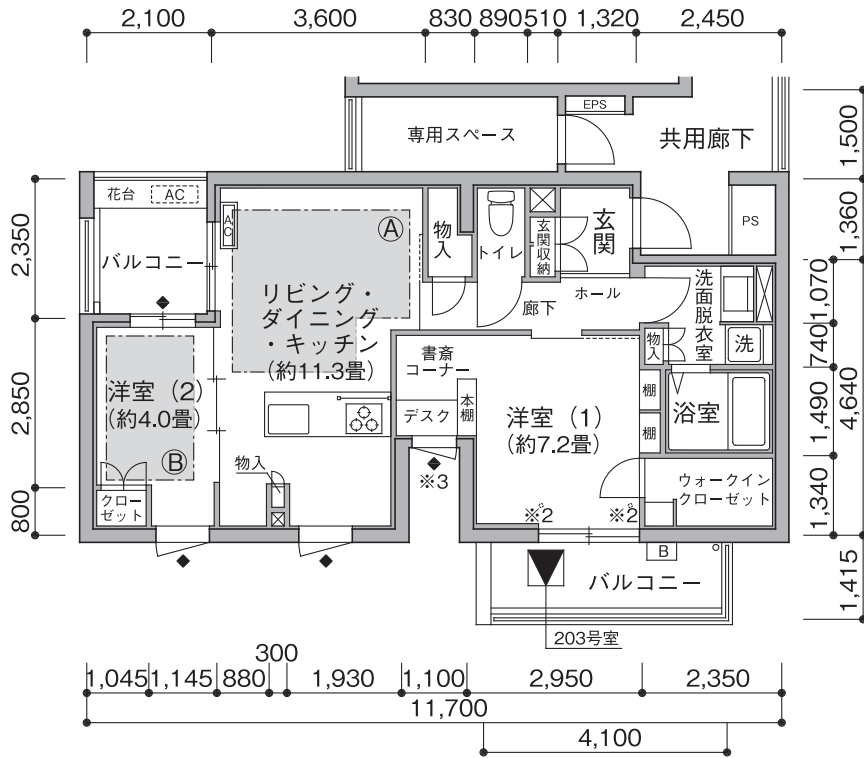
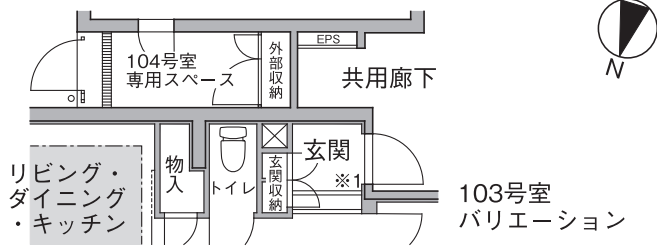
窓のある
キッチン



書斎コーナー

《カラーバリエーション》

シンプルモダン



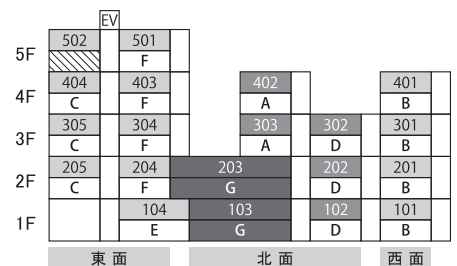
※ 1 上り框 2 段 (103号室のみ)

※ 2 物干し取付用金物

※ 3 下部FIX窓 (103号室のみ)

【床暖房について】

床暖房の運転範囲は全面または④及び⑥の範囲で切り替えが可能です。



東面 北面 西面
※この立体図はバルコニー側から見たものです。
■ 該当住戸

住宅設備・仕様①

※住宅タイプにより、機種の違い及び設置されていないタイプもあります。
 ※掲載のイラストはUR都市機構の標準的な例であり実際とは多少異なります。

快適性

ハイクオリティーを求めた設備アイテム

エアコン



入居後すぐに使えるエアコンを設置しています(各住宅に1か所)。冷房・暖房・除湿機能が付いたエアコンです。

浴室暖房乾燥機(常時小風量換気システム付)



浴室を使用していないときは、浴室が乾燥室になります。浴室内に吊り下げて乾燥させるため、洗濯物をいためず乾燥ができ、寒い冬には浴室暖房もできます。タイマーで自動ストップの省エネタイプです。雨のときやお出かけのときにとても便利です。また、この機種は、窓を閉めたままでも換気を行い、24時間常に新鮮な空気を住宅内に取り込むシステムです。



ビルトインコンロ



流し台組み込みでスッキリ。バーナーに立ち消え安全装置、過熱防止装置がついています(2口・3口のタイプがあります。)

床暖房



床フローリングの下に温水管をめぐらし、下から優しくあたためる温水式床暖房。頭寒足熱、しかも部屋の空気を汚さない健康的で快適な暖房方式です。
 ※床暖房設備の使用にあたっては、別途東京ガス(株)の床暖房賃貸制度に申込みが必要となります(有償)。

多機能便座



洗浄、便座暖房、脱臭機能、着座センサー、誤作動防止機能、節電機能付きで快適にトイレタイムが過ごせます。

超節水型便器(6L便器)



一回に使用する水量を6リットルに抑えた、経済的で環境に優しい節水型の便器です。

無線LAN対応給湯器リモコン(キッチン)



お湯張りや追い焚きをキッチンからスイッチひとつで操作できます。家庭用の無線LANルーターに接続すれば、外出先からも操作できます。
 ※無線LAN接続にあたっては、別途メーカー専用アプリのインストールが必要となります。
 ※家庭用の無線LANルーターは入居者様でご準備ください。

高効率給湯暖房機



冬場でもキッチンと浴室でお湯を同時に使用しても快適にお使いいただけます。また、燃焼時の排熱を効率よく再利用するため、従来の機器に比べ経済的で環境に優しい給湯暖房機です。

シングルレバー混合水栓



レバー1本で湯温と水量を調整できるので、とても便利です。

大型機器用コンセント



電子レンジやコンベック等に使用できます。100ボルト専用コンセントとなっております。
 ※単相200ボルトにも切り替えできます。
 ※"大型機器用コンセント"と表示してあります。

エアコン用コンセント



コンセントは、単相100ボルト20アンペア以下のエアコンが取り付けられます。
 ※単相200ボルトにも切り替えできます。
 ※"エアコン用コンセント"と表示してあります。

ホタルスイッチ(一部住宅)



スイッチを切ると内蔵されたランプが灯り、暗くても位置がわかります(E・F・Gタイプ)。

自動お湯張り機能



スイッチひとつで自動でお湯張りを行えます。お湯の張り過ぎ沸かし過ぎがありません。

シャワーセット(サーモスタット付)



サーモスタットで湯温を一定に保ち、快適シャワーでバスタイムを楽しめます。夏はぬるめに、冬はちょっと熱めにと調節も自在です。

洗髪機能付洗面化粧台(一部住宅)



洗髪ができる洗面化粧ユニットです。お出かけ前のシャンプーも、服を着たまま気軽にできます。サーモスタットで温度を自動調節。ワイドな洗面ボールは、洗髪以外にも使えてとても便利です(A・C・D・E・F・Gタイプ)。

網戸



主な窓には網戸を設置しています。

安全&安心

安全への配慮、バリアフリーへの配慮

防犯カメラ



エントランスホール、メールコーナー、エレベーターかご内、自転車置場、ゴミ置場及びゴミ置場入口に設置することにより、防犯やいたづらに対する抑止効果を発揮します。

二重ロック



玄関扉には防犯性能に配慮した二重ロック式を採用しました。家の安全を二重に守ります。

モニター付住宅情報盤(ハンズフリー)



非常時、火災時に警報音・音声合成音・表示ランプで知らせます。また、モニターで玄関の来訪者を確認し、インターホン(ハンズフリー)で通話することができます。

過電流警報機能付分電盤



電気の使用状態を監視し、住宅情報盤にレベルを表示するとともに、使いすぎを音で知らせます。

フラットフロアー



各室の敷居の段差を小さくし、住宅内部の段差をできるだけ解消しました。

トイレコール・バスコール



緊急時にボタンを押して家人に異常を知らせることができます。

手すりの設置



お年寄りの方が安心して暮らせるように、トイレや浴室・玄関に手すりを設置しました。

手すり下地



廊下及び洗面脱衣室に、必要な時に手すりを設置できるように、下地が入っています。

ノンスリップの床(共用廊下)



靴音を抑えて静かに、滑りにくい床シートを採用しました。

スロープ



住棟のアプローチに、スロープを設けました。

ホルムアルデヒド対策

ホルムアルデヒドの放散量が少ない建材を使用しています。

住宅設備・仕様②

※住宅タイプにより、機種の違い及び設置されていないタイプもあります。
※掲載のイラストはUR都市機構の標準的な例であり実際とは多少異なります。

信頼感

住宅性能表示制度



住宅性能表示制度により、国土交通大臣が指定した第三者機関による性能評価を受けており、設計住宅性能評価書を取得済み、また建設住宅性能評価書を取得予定です。

充実機能

豊富な収納スペース

玄関収納



靴の収納など整理整頓に便利です。

物入(一部住宅)



廊下などに収納空間を設けました。

クローゼット(一部住宅)



洋服が収納できる便利なハンガーパイプ付きの物入です。
(E・Fタイプはクローゼットコーナーとなります。)

トイレ内の棚



トイレトイレットペーパーやタオルなどの整理に便利な棚です。

情報通信

マルチメディア設備

インターネット設備



各住宅にブロードバンド対応のインターネット用LANコンセントを設置しています。

※ご利用にあたっては(株)NTT-MEと別途契約が必要となります(有料)。

BS・110度CS共用アンテナ



24時間衛星放送を楽しめるパラボラアンテナを設置しています。

※専用チューナーの設置及び各放送事業者との受信契約は、ご自身で行っていただきます。

CATV



通常の放送(無料)はもちろんのこと、多彩なサービス(有料)が楽しめます。

マルチメディアコンセント



電話・LAN・テレビ・コンセントを一体化。各居室に設置されています。

高品質

居住性を高める優れた基本構造

屋根・外壁等の断熱材



外気に接する屋根や壁、1階の床下などに一定の厚さの断熱材を張り付けることによって、湿気やカビの原因にもなる結露を防ぎます。もちろん暖房・冷房の省エネルギーにも優れています。

二重床工法

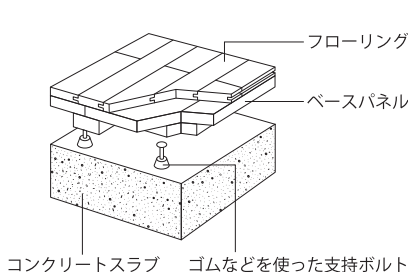
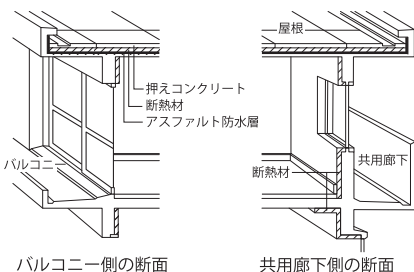


フローリングの床を支える部分に弾力性のあるゴムなどを用い、衝撃音を吸収する工夫をしています。

床スラブ厚



居室部分のコンクリート床スラブの厚さを255mm(一部200mm)として遮音性能の向上に配慮しています。



共用設備

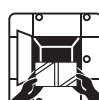
快適な暮らしをサポートする設備

オートドアロック



お住まいの方は非接触キーによって出入りしますが、外部の人は勝手に建物内に立ち入ることができないようになっています。来訪者は、建物入口にある集合玄関機のボタンで訪問先を呼び出し、インターホンの通話によって在宅者が室内からの操作で解錠すると、ドアは自動的に開きます。

宅配ボックス



留守のときにも荷物を受け取ることができる宅配ボックス。安心してお出かけになれます。

特記事項① ※下記事項については、あらかじめご承知おきの上、お申込みください。

◆UR都市機構の団地の管理について

UR都市機構の団地管理の組織として、本社、各支社及び東日本賃貸住宅本部(以下「各本部等」といいます。)に住宅経営部があり、各本部等の下に地域別に一定の範囲の団地を管理する住まいセンターがあります。入居者の皆様と直接のつながりのあるほとんどの事柄は、住まいセンターが対応します。
※UR都市機構は管理業務の一部を業務委託により実施しています。

◆コンフォール東池袋について

コンフォール東池袋(以下「当建物」といいます。)は、住宅市街地総合整備事業(密集市街地整備型)により従前居住者用賃貸住宅として建設されたUR賃貸住宅です。当建物のうち一部は、豊島区がUR都市機構から借り受けて、住宅市街地総合整備事業等の実施により移転が必要となる方などの従前居住者(以下「従前居住者」といいます。)が居住する住宅(以下「従前居住者住宅」といいます。)となります。今後、従前居住者住宅の戸数等は変更する場合があります。

■建物周辺について

団地西側の通路は隣接地権者との間で通行等を目的とする土地使用貸借契約を締結しております。

■騒音・振動・臭気等について

- エントランス、開閉器室、ポンプスペース、エレベーター及び階段室等に隣接(近接)する住宅については、騒音、振動等が発生する場合があります。
- 入居後、空家補修工事や修繕工事が行われる場合があります。このため、騒音や振動等が発生する場合があります。
- ゴミ置場からは臭気が発生する場合があります。

■敷地内諸施設及び建物の立ち入りについて

- 敷地及び建物内に設置されている電気、ガス、電話、給排水等の諸施設の整備・点検及び清掃等のため、各事業者等が敷地内及び建物内に立ち入ることがあります。
- その他、UR都市機構が管理上必要と認める点検について、住戸内に立入る場合があります。

■消防設備の点検について

- 消防法に基づき、各住宅内に自動火災報知設備(火災感知器等)を設置しており、年2回の点検が必要となります。点検・改修に際しては、作業員が住宅内に立ち入りますので、あらかじめご了承ください。
- 一部の住宅には、非常時において階下に避難するために使用する避難ハッチ等が設置されており、年2回の点検が必要となります。点検・改修に際しては、作業員が住宅内に立ち入りますので、あらかじめご了承ください。また、避難ハッチ等降下部に物等は置けません。

- 消防法に基づき、共用廊下に消火器を設置しており、年2回の点検が必要となります。点検・交換に際しては、作業員が建物内に立ち入りますので、あらかじめご了承ください。

■オートドアロックについて

当建物は、オートドアロックシステムを採用しております。来訪者が建物入口にある集合玄関機のボタンで訪問先を呼び出し、インターホンの通話と画像確認によって在宅者が室内からの操作で開錠すると、建物入口のドアが自動的に開きます。ただし、不法侵入者を完全に排除するシステムではありません。

■防犯カメラについて

皆様の生活をより安全なものとするために、エントランスホール、メールコーナー、エレベーターかご内、自転車置場、ゴミ置場及びゴミ置場入口に防犯カメラを設置しています。

■宅配ボックスについて

宅配ボックスをメールコーナーに設置しています。この宅配ボックスはお住まいの方が不在時でも届いた荷物を預かることができ、お住まいの方がいつでも取り出せる自動受け渡しシステムです。これらの維持管理に係る費用については、共益費に含まれています。ご利用方法は別途ご案内します。

■駐車場について

当建物には、駐車場は設置されておりません。車をご利用される場合は、団地外の有料駐車場を確保してください。なお、敷地内の駐車は禁止されています。

■自転車置場について

当建物には、20台分(戸当たり約1台相当分)の自転車置場(一部ラック式)が設置されており、また、オートバイ(原動機付自転車を含む)置場は設置されておりません。オートバイをご利用される場合は、団地外の有料オートバイ置場を確保してください。なお、周辺の道路及び敷地内の自転車置場以外の場所への駐輪は禁止されています。

■手すりについて

当建物の廊下・バルコニーの手すりは階や部屋によってその材質・形状が異なります。

■バルコニーについて

- 日常の維持管理については、当該住宅にお住まいの方に行っていただきます。
- バルコニーは緊急時の避難通路ですので、物置や温室等を設置することはできません。また、バルコニーの壁面より外側に布団・洗濯物等を干したり、手すりの上または外側に植木鉢等を置くことはできません。
- バルコニーに布団・洗濯物等を干す場合は、設置されている物干し金物をご利用ください。
- バルコニーで植物を育てる場合には、つる等が隣接住宅の

特記事項② ※下記事項については、あらかじめご承知おきの上、お申込みください。

迷惑にならないようにしてください。

- バルコニーでは、焚火、花火及びバーベキュー等の火気や煤煙の発生を伴う行為は禁止されています。

■日照について

一部の住宅については、冬至期において日照時間が十分に確保されない場合があります。また、入居後においても、当建物の周辺敷地の建設計画によっては、日照時間に影響を及ぼす場合があります。

■防犯への配慮について

当建物では、防犯への配慮として、全住宅の玄関ドア及び錠前並びに1・2階の窓のアルミサッシ及びガラスに防犯建物部品等を採用しております。ただし、侵入者を完全に排除するものではありませんので、あらかじめご了承ください(防犯建物部品等とは、警察庁、国土交通省、経済産業省、建物部品関連の民間団体からなる「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」の目録掲載品等をいいます。)

◆定期建物賃貸借契約(定期借家契約)について

住宅の契約は、借地借家法第38条の規定に基づく定期建物賃貸借契約(以下「定期借家契約」といいます。)となります。以下のとおり、一般のUR賃貸住宅の契約(以下「普通借家契約」といいます。)と異なる点がありますので、あらかじめご承知おきください。

■定期借家契約

- ・契約期間が定められています(住宅によって契約期間の満了日は異なります。)
 - ※当建物の住宅の契約期間は入居開始可能日から令和6年3月末日までとなります。
 - ・契約期間の満了により、賃貸借契約は更新されることなく確定的に終了します。
 - ・契約期間の満了日までに住宅を明渡していただくこととなります。
- (注1) 契約期間満了の6か月前までに、契約期間満了の通知を送付します。
- (注2) 転出先住宅の斡旋及びUR都市機構からの引越しなどの費用等の支払いは一切ありませんので、あらかじめご承知おきください。
- (注3) 定期借家契約は、普通借家契約と同様に、退去の際は原状回復義務を履行していただくこととなります。
- 上記以外、契約内容は普通借家契約と同様です。

■賃貸借契約期間満了時の取扱いについて

賃貸借契約期間満了に当たり、契約期間満了の6か月前までに、契約期間満了の通知を送付します。
なお、**賃貸借契約期間満了時にUR都市機構が可能と判断した場合には、新たな定期借家契約(もしくは普通借家契約)を締結し、継続してお住まいいただくことが可能です。**該当の場合は、契約期間満了通知に併せて、UR都市機構からその旨をお知らせいたします。
ただし、ご入居いただくに当たりまして、(将来)再契約が可

能となるか否かについて、その条件等を含めて一切のお約束はできかねますので、あらかじめご了承ください。

◆ご入居にあたって

■入居時期と引越しについて

UR都市機構では、引越しを円滑に行うために、使用車両、引越しルート、日時等についてのご協力をお願いする場合があります。また、引越し車両は2トン車以下(ロング不可)のものを使用していただきます。

■入居時の大型ゴミ処理について

入居時に発生する粗大ゴミ等は、豊島区の指示に従い入居者様ご自身で処理していただきます。

■資源とゴミ等の分け方・出し方について

当建物では、ゴミ置場を1か所設置しています。ゴミ、資源、粗大ごみ等は豊島区の定める分け方・出し方に従って出していただきます。

■上下水道について

当建物への給水は、東京都による供給となります。給水及び下水道使用に伴う料金については、東京都給水条例及び東京都下水道条例に基づき徴収されます。

■携帯電話について

携帯電話は、各通信事業者それぞれの通信システムで運営されています。したがって、事業者が設置する通信中継設備の位置及び電波状況等によっては、当建物内での使用において通信が不能となる場合があります。

◆集合住宅でのご注意

■漏水のご注意について

当建物においては防水を施しているのは浴室だけです。階下に漏水するおそれがありますので、浴室以外の場所で水を流すのはおやめください。

■生活音や振動について

集合住宅では、隣接する住戸・上下階の住宅間で、生活音や振動のトラブルが生じることがあります。衝撃音に対する遮音性能を有していても、コンクリートは音や振動に敏感ですので、トラブルを予防するために、お互いにご注意ください。

■動物の飼育禁止について

- 小鳥及び魚類以外の犬、猫、ハト、ニワトリ等の動物を飼育することはできません。
- 身体障害者補助犬法に定める盲導犬、聴導犬及び介助犬については、生活を共にすることを認めています。詳しくは、UR都市機構へお問い合わせください。

特記事項③ ※下記事項については、あらかじめご承知おきの上、お申込みください。

◆その他

- 今回募集する住宅は、個人でお申込み・ご契約いただきます。法人名義でのご契約はできません。なお、入居状況等によっては法人向けに賃貸する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 暴力団・暴力団関係者のUR賃貸住宅へのご入居はお断りしております。また、UR賃貸住宅を暴力団事務

所として使用することは禁止しております。なお、ご契約時に反社会的勢力ではないこと等に関する表明確約書に署名いただきます。

- 今回募集において、UR賃貸住宅の近居割などの各種割引制度、キャンペーン制度、UR賃貸住宅からの住替えによる敷金引継制度は対象外となります。あらかじめご了承ください。

住宅設備等①

※工事の進捗状況により、設置箇所等に若干の変更が等がある場合があります。
※住宅タイプにより、機種の違い及び設置されていないタイプもあります。

■給湯設備

- キッチン、浴室、洗面化粧台へ給湯できます(給湯器能力16号相当<A~Fタイプ>、24号相当<Gタイプ>)。また、浴槽のお湯を加熱(追い焚き)することができます。
- 浴室及びキッチンに給湯器用リモコンを設置しています。キッチンに設置されたりリモコンは無線LAN機能を内蔵しており、メーカー専用アプリをインストールすることで、家庭用の無線LANルータを中継しスマートフォンと接続でき、スマートフォンから操作ができます。なお、メーカー専用アプリは無料ですが、ダウンロードの際に通信料がかかります。家庭用の無線LANルータは入居者様でご準備ください(モバイルルータ、テザリングでの使用はできません。)。詳しくは、別途お渡しする取扱説明書をご覧ください。

■ガス設備

- ガスの熱量は13A-45MJ/m³です。
- ビルトインコンロ(2口<A~Fタイプ>、3口・グリル付き・ガラスストッププレート<Gタイプ>)を設置しています。汚損・破損に伴う設備機器の修理または取替え費用は、入居者様の負担となります。また、取替えに際してはUR都市機構の承諾が必要となります。

■冷暖房設備

- 各住宅にルームエアコンを1台(A~Fタイプは洋室、Gタイプはリビングダイニング)設置しています。なお、取替えに際しては、UR都市機構の承諾が必要となります。
- 各居室にエアコン用コンセント、補強下地及び配管用スリーブを設置しています。専用回路で単相100ボルト20アンペア以下のエアコンが使用できます。なお、電圧を100ボルトから200ボルトに変更する場合は、入居者様のご負担となり、UR都市機構の承諾が必要となります。
- 当建物に設置されている配管用スリーブの直径は75mmとなっております。製品により使用できないものがございますのでご注意ください。なお、配管用スリーブにエアコン配管を貫通させる際は、耐火性能を有するパテ等で埋めてください。

■多機能便座について

各住宅の便所に多機能便座が設置されています。汚損・破損に伴う機器の修理または取替え費用は、入居者様の負担となります。また、取替えに際してはUR都市機構の承諾が必要となります。

■物干し取付用金物について

室内の物干金物として利用できます。必要なとき以外はワンタッチで取外しが可能です。また、用途によって3段階の長さ調整ができます。重量物は吊るすことができません(耐荷重:8kg)。

■乾燥設備

浴室に浴室暖房乾燥機(常時小風量換気システム付)を設置していますので、浴室を乾燥室としてご使用いただけます。

■換気設備

- キッチン(レンジフード型換気扇)、浴室、洗面脱衣室及びトイレには機械換気設備を設置しています。
- 居室全体は常時小風量換気システムとなります。

■電話設備

- リビング・ダイニング及び主な居室に電話コンセント(モジュラージャック式)を設置しています。
- 電話回線の使用にあたっては、入居者様ご自身で、通信事業者に申込みを行っていただきます。
- 電話回線の使用にあたり発生する費用については、すべて入居者様の負担となりますのでご了承ください。

■住宅情報設備

- 各住宅にモニター付住宅情報盤(ハンズフリータイプ)を設置しています。セキュリティ情報を表示するほか、インターホンとして集合玄関機及び玄関ドアホンとの通話ができます。

住宅設備等②

※工事の進捗状況により、設置箇所等に若干の変更がある場合があります。
※住宅タイプにより、機種の違い及び設置されていないタイプもあります。

- 各住宅にトイレコールボタン、バスコールボタンを設置しています。ボタンを押すことにより、家人に異常を知らせます。
- 各住宅に火災感知器を設置しています。火災時には、住宅情報盤に警報音、音声合成音、表示ランプで知らせます。

■電気容量等

- 契約容量は当初30アンペアですが、最大契約容量50アンペアまで増量できます(アンペア数値は100ボルトの換算値です)。
- 各住宅に単相100ボルトのエアコン用コンセント、キッチン大型機器用(電子レンジ等)コンセント、洗濯機用コンセントを設置しています。なお、電圧を100ボルトから200ボルトに変更する場合は、入居者様のご負担となり、UR都市機構の承諾が必要となります。
- 各住宅に過電流警報(ピークアラーム)機能付分電盤を設置しています。住宅情報盤に電気の使用状況を表示するとともに使いすぎを音で知らせます。

■テレビ受信設備

- リビング・ダイニング及び主な居室にテレビコンセントを設置しています。
 - 4K8K対応機器をお持ちの方は、4K8Kを視聴可能です。
 - 当建物では豊島ケーブルネットワーク(株)のCATVに接続しており、CATVによる地上デジタル放送(10波)、FM放送(bayfm、NACK5、TOKYO-FM、Fm yokohama、J-WAVE、NHK-FM)は無料で受信できます(NHKの受信契約は別途必要となります)。その他のCATVによる有料放送をご覧になる方は、別途、豊島ケーブルネットワーク(株)と直接の契約(有料)が必要となります(詳細はお問い合わせ先にご確認ください)。
- お問い合わせ先:
豊島ケーブルネットワーク(株) ☎ 0120-59-5144
- 当建物には、BS・110度CS共用アンテナが設置されています。専用チューナーを入居者様にて設置することにより、衛星放送(NHKBS1・BSプレミアム、WOWOW、BSデジタル、110度CSデジタル)が受信できます。なお、BSデジタル放送及び110度CSデジタル放送の一部チャンネルを視聴する際は、各放送事業者と別途受信契約(有料)が必要となる場合があります。

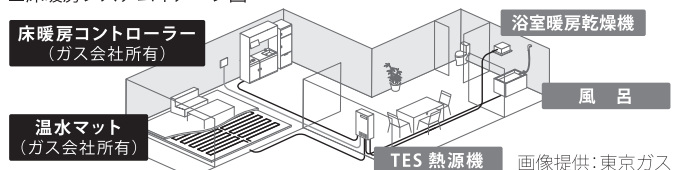
■床暖房設備機器の使用について



各住宅のリビング・ダイニング等にはガスを熱源とする温水式床暖房設備を設置しています(有償)。

- 足元からじんわりと暖まる心地よさで足先の冷えも気になりません。
- ストーブなどの暖房器具本体がないのでうっかり火傷をしたり、コードを引っかける心配がなく安心。

■床暖房システムイメージ図



床暖房賃貸制度に基づき、別途お申込みの上、有償でご使用いただけます。

床暖房設備は東京ガス(株)が所有しており、使用を希望される場合には、

- ①お客様ご自身で東京ガス(株)に設備機器使用申込みを行い、床暖房設備使用契約を結んでいただきます。
- ②床暖房設備使用契約に基づく設備使用料を東京ガス(株)にお支払いいただきます。

※設備使用料は、お客様の契約種別に応じて「初期登録料及び月額使用料」又は「年額使用料」となります。
なお、別途ガス料金等が発生します。

スマートフォン・PCからのお申し込みの場合

URL:https://krs.bz/tg_jusetsu/m/yukachin

Webにてお申込みいただいた、お客さまのご契約内容につきましては、契約成立後郵送にてご案内させていただきます。



■インターネット設備

- 各住宅にインターネット用コンセント(LAN用モジュラージャック式)を設置しています。
- 当建物では、住棟内LAN方式またはCATV方式のインターネットサービスに対応した設備を備えております。光配線方式については、導入用の配管のみ設置しております。入居者様ご自身にてサービス事業者にご確認いただき配線工事等を行っていただく必要がございます。住棟内のLAN方式については(株)NTT-ME、光配線方式についてはNTT東日本(株)、CATV方式については豊島ケーブルネットワーク(株)がそれぞれインターネットサービス事業者としてサービスを提供しております(入居開始可能日時点において、インターネットサービスのお申込み受付が実施可能な各サービス事業者を記載しております)。ご利用にあたりましては、入居者様ご自身にて、各サービス事業者と利用契約(有料)を行っていただく必要があります。

お問い合わせ先:

- ・住棟内LAN方式:(株)NTT-ME ☎ 0120-333-710
- ・光配線方式:NTT東日本(株) ☎ 0120-116-116
- ・CATV方式:豊島ケーブルネットワーク(株) ☎ 0120-59-5144

■電力の小売全面自由化への対応について

電力小売全面自由化により、入居者様が小売電気事業者を自由に選択できるようになっております。電気のご契約にあたっては、入居者様にて、小売電気事業者にお申込みください。なお、小売電気事業者の登録一覧が資源エネルギー庁のホームページに掲載されており、各事業者の供給予定地域の情報も掲載されています。

■ガスの小売全面自由化への対応について

ガス小売全面自由化により、入居者様が小売ガス事業者を自由に選択できるようになっております。ガスのご契約にあたっては、入居者様にて、小売ガス事業者にお申込みください。ガス小売事業者によっては、ご入居時のガス開栓作業に日数を要する場合がございますので、事前に各事業者にご確認ください。なお、小売ガス事業者の登録一覧が資源エネルギー庁のホームページに掲載されており、各事業者の供給予定地域の情報も掲載されています。

お申込みからご入居まで①

◆お申込みからご入居までの流れ

お申込みは、このパンフレット26ページの『UR賃貸住宅入居申込書「コンフォール東池袋」』に必要事項をご記入のうえ、用意していただいた封筒に84円切手を貼付け、郵送申込受付期間中に「〒163-1382 新宿アイランド郵便局私書箱第1518号 UR都市機構 東日本賃貸住宅本部 住宅経営部 営業開発課」までご郵送ください。現地及びインターネットによるお申込みは受け付けておりませんのでご注意ください。なお、お申込みは、一世帯につき申込書1通(1戸)に限ります。

※以下のスケジュールは変更される場合があります。なお、当選者の方には、後日詳細なスケジュールをお知らせいたします。

令和3年5月31日(月)～
令和3年6月4日(金)



郵送申込

抽選番号のお知らせ

■お申込みにあたっては、申込住宅をご確認いただけませんので、あらかじめご承知おきください。

■お申込みは、郵送申込受付期間中に投函されたもので、令和3年6月7日(月)までに、新宿アイランド郵便局私書箱1518号に到着したものが有効です。

※ご郵送後の「取消」及び「再申込」はできませんのでご注意ください。

●郵送申込について ➡ 21ページ

■抽選番号は、申込者全員に抽選日までに「UR賃貸住宅抽選番号通知書」により郵送でお知らせします。

令和3年6月15日(火)
午前10時から

UR都市機構 東日本賃貸住宅本部
新宿アイランドタワー16階にて公開抽選を行います。
(抽選結果は午後5時頃、UR池袋営業センターに掲示します。)



公開抽選

抽選結果のお知らせ
資格確認のご案内

■UR都市機構の定める方法により公開抽選を行い、当選者及び補欠当選者を決定します。

■抽選の結果は、申込者全員に「UR賃貸住宅抽選結果通知書」により郵送でお知らせします。なお、抽選日当日の午後5時頃、UR都市機構ホームページに当選番号を掲載します。

※当落に関するお電話でのお問い合わせはご遠慮ください。

●抽選について ➡ 30ページ

■当選及び補欠当選された方に、資格確認に必要な書類などのご案内をお送りします。

令和3年7月3日(土)



住宅内覧会

■コンフォール東池袋現地にて、当選された住宅をご覧いただきます。

令和3年7月5日(月) 必着

資格確認

※書類の提出

契約・入居説明会などのご案内

■申込資格の確認のため、UR都市機構が定める期日までに郵送にて必要書類を提出していただきます。

●資格確認について ➡ 30ページ

■資格確認後、「賃貸住宅定期建物賃貸借契約書」及び「入居説明会のご案内」などをお送りします。

令和3年7月17日(土)まで



ご契約

■UR池袋営業センターにご来場いただき、賃貸借契約の締結を行います。

※法人名義での契約はできません。

●ご契約について ➡ 30ページ

UR池袋営業センター 東京都豊島区東池袋 1-10-1 住友池袋駅前ビル4階
営業時間/9:30～18:00(定休日:水)

令和3年7月18日(日)



入居説明会 住宅の点検確認

鍵の引き渡し

■UR都市機構の指定する会場にご来場いただき、入居説明会などを行います。

※お渡しする鍵は、入居開始可能日まで使用できません。当日、ご都合がつかない場合、鍵は入居開始可能日以降(日曜・祝日除く)、東京北住まいセンターでのお渡しとなります。

●入居説明会・住宅の点検確認について ➡ 30ページ

東京北住まいセンター 東京都豊島区東池袋 1-10-1 住友池袋駅前ビル7階
営業時間/9:30～17:30(定休日:日・祝)

令和3年7月31日(土)
(入居開始可能日)

ご入居

■入居時期は、工事等の進行状況により変更になる場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

■家賃等は入居開始可能日より発生します。



お申込みからご入居まで②

◆郵送申込について

※現地及びインターネットでのお申込みは受付しておりませんのでご注意ください。
※現地案内所及び現地モデルルームは開設しておりませんのでご注意ください。
※個人でお申込・ご契約いただけます。法人名義でのご契約はできませんのでご注意ください。

個別の住宅を指定するお申込みとなっております。

① **申込資格の確認** 申込資格を全て備えていますか？

➡ 1・22・23ページをご覧ください。

No ➡

Yes



② **申込住宅の選択** ご希望の住宅をお選びください。

➡ 3～13ページをご覧ください。



③ **基準月収額以上の収入または基準貯蓄額以上の貯蓄がありますか？**
(家賃の一時払い制度をご利用の方は除く。)

➡ 3・22・24ページをご覧ください。

No ➡

Yes



④ **申込書の記入** 必要事項をすべてもれなくご記入ください。

➡ 25・26ページをご覧ください。

残念ながら
お申込みいただけません。

※ご郵送後の「取消」及び「再申込」はできませんのでご注意ください。

つぎの方がお申込みいただけます①

申込資格

入居申込みにあたっては、1 ページ「**優先募集対象者**」のいずれかに該当することに加え、次の5つの条件を全て備えていることが必要です。

1 日本の国籍を有する方、またはUR都市機構が定める資格を有する外国籍の方で継続して自ら居住するための住宅を必要とする方。なお、申込本人が「自ら居住」できない単身赴任者の場合については、23ページに記載の条件を満たしていればお申込みができますので、ご参照ください。

＜資格を有する外国籍の方とは＞

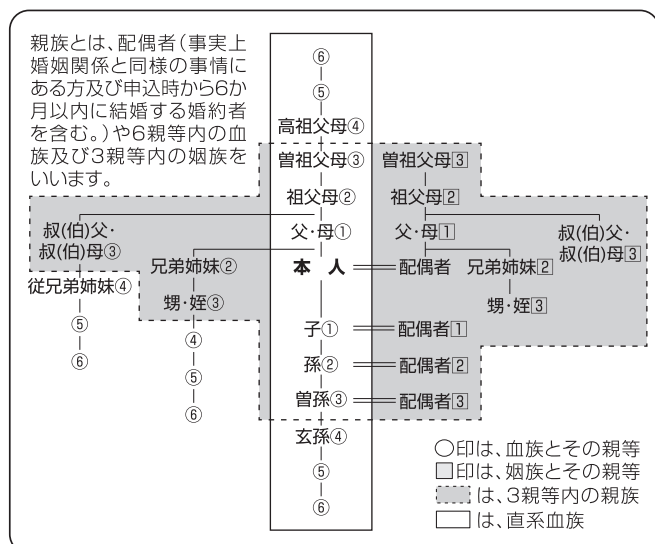
賃貸借契約の内容を十分理解できる方で次のいずれかに該当する方をいいます。

- (1) 「出入国管理及び難民認定法」(昭和26年政令第319号)第22条第2項もしくは第22条の2第4項の規定により永住許可を受けた方、または、「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」(平成元年法律第79号)附則第2項の規定により永住者としての在留資格を有する方。
- (2) 「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」(平成3年法律第71号)第3条、第4条及び第5条に定める特別永住者として永住することができる資格を有する方。
- (3) 上記(1)及び(2)に該当する方のほか、「出入国管理及び難民認定法」第19条の3に規定する中長期在留者または同法別表第1の上欄に掲げる外交もしくは公用の在留資格を有する方。

2 単身者もしくは現に同居し、または同居しようとする親族のある方。詳しくは**親等図**をご覧ください。

3 入居者全員が、UR都市機構の定める入居開始可能日から1か月以内に入居でき、かつ、物件内で円満な共同生活を営むことができること。

親等図



4 申込本人を含めた同居世帯全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下同じ。)または次の(1)～(4)に該当する者ではないこと。

※賃貸住宅の契約にあたり、該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約していただきます。

- (1) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員を利用するなどしている者。
- (2) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している者。
- (3) 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。
- (4) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

暴力団・暴力団関係者のUR賃貸住宅へのご入居はお断りしております。また、UR賃貸住宅を暴力団事務所として使用することは禁止しております。

5 平均月収額が基準月収額以上ある方、または貯蓄額が基準貯蓄額以上ある方。

＜平均月収額とは＞

平均月収額とは、給与収入、事業所得、不動産所得及び雑所得(年金・恩給等)等の現時点における継続的な所得のうち、課税の対象となっているものの過去1年間の合計額を12で割った額をいいます。

＜基準月収額とは＞

3ページ「募集住宅一覧表」中の「基準月収額」欄をご覧ください。

＜貯蓄額とは＞

貯蓄額とは、銀行(ゆうちょ銀行を含む)等の預貯金の合計額をいいます。

＜基準貯蓄額とは＞

3ページ「募集住宅一覧表」中の「基準貯蓄額」欄をご覧ください。

なお、申込本人の平均月収額や貯蓄額が、基準月収額や基準貯蓄額に満たない場合でも、24ページ「所得の基準について」に記載の条件を満たしていればお申込みができますので、ご参照ください。

また、上に定める収入及び貯蓄に関する要件を問わず、お申込みができる「家賃等の一時払い制度」もあります。詳しくは24ページをご覧ください。

※過去にUR都市機構(旧公団)の家賃等を滞納するなどにより、当機構及びその承継者に対し、未払金がある方は申込みできません。また、過去にUR都市機構(旧公団)において契約違反があった方についてもご契約をお断りする場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

つぎの方がお申込みいただけます②

「自ら居住」するための住宅について

UR都市機構の住宅や宅地(旧公団が分譲または賃貸により供給したものを含む)を所有または賃借している場合

UR都市機構の分譲住宅や宅地を所有している方、UR都市機構の賃貸住宅や宅地を賃借している方でも、今回募集住宅への入居申込みをしていただけますが、以下の2点にご注意ください。

1 UR賃貸住宅を賃借している方(同居予定者が賃借している場合も含みます。)が当選された場合、今回募集住宅にお住まいいただく条件として、今回募集住宅の入居開始可能日から1か月以内に現在お住まいの住宅を解約し、退去していただく必要があります。なお、現在お住まいの住宅と今回募集住宅とは、賃貸借契約が異なるため、多少の家賃等支払いの重複期間が生じる場合がありますので、ご承知おきください。

2 制約期間中の当機構の住宅や宅地を所有している方(同居予定者が所有している場合も含みます。)、当機構の宅地を賃借している方(同居予定者が賃借している場合も含みます。)が当選された場合、今回募集住宅にお住まいいただく条件として、現在所有している住宅、宅地、または宅地に係る定期借地権を、あらかじめ当機構の承諾を得た上で、今回募集住宅の入居開始可能日から1年以内に譲渡していただく必要があります。なお、この当機構の承諾は、譲渡についてやむを得ない事情がある場合に限られます。

<制約期間中とは>

分譲住宅にあつては住宅等の引渡し後5年間(ただし、譲渡代金の支払いの完了が住宅等の引渡し後5年を越えるときは、当該支払いが完了するまでの間)、分譲宅地にあつては買戻等期間中(ただし、譲渡代金の支払いの完了が買戻等期間を越えるときは、当該支払いが完了するまでの間)のことをいいます。

申込本人は「自ら居住」できない単身赴任者であるが、留守家族のためにお申込みをする場合

以下の3つの条件を全て満たしていればお申込みができます。

- 1 申込本人が単身赴任となり、留守家族のためにお申込みの方。
- 2 留守家族の居住地及び今回募集の住宅から単身赴任後の勤務先への通常の通勤時間帯における最短所要時間が、片道2時間以上を要する方。
- 3 留守家族は、原則として配偶者または直系の親族で、うち1人は満18歳以上であり、かつ、単身赴任前に単身赴任者と同居していたこと。

※申込書記入に係るご注意

●住所欄について

郵便物が確実に届く場所(単身赴任者、または留守家族の住所)をご記入ください。

※当選された方は、資格確認の際、別途、勤務先の在勤証明書または転勤証明書(単身赴任先の勤務地の所在が分かるもの)及びUR都市機構所定様式の遠隔通勤時間算定書、通勤証明書を提出していただきます。

※単身赴任先でUR都市機構の賃貸住宅及び分譲住宅に入居されている方が、留守家族のために今回募集の住宅に申込み、当選されても、契約にあたり単身赴任先のUR都市機構の賃貸住宅及び分譲住宅の解約を必要としない場合もございます。

所得の基準・家賃等の一時払いについて

所得の基準について

申込本人の平均月収額や貯蓄額が、基準月収額や基準貯蓄額に満たない場合

以下の1～3の各状況における諸条件のいずれかを満たしていればお申込みができます。

1 申込本人の毎月の平均月収額が基準月収額の1/2以上ある場合

- (1) 同居親族の収入と合算して、合計額が基準月収額以上であること。
- (2) 勤務先または別居親族からの家賃補給額と合算して、合計額が基準月収額以上であること。
- (3) 申込本人の貯蓄額が基準貯蓄額の1/2以上あること。

2 申込本人の貯蓄額が基準貯蓄額の1/2以上ある場合

- (1) 同居親族の貯蓄と合算して、合計額が基準貯蓄額以上であること。
- (2) 別居親族からの貯蓄の補給額と合算して、合計額が基準貯蓄額以上であること。
- (3) 申込本人の毎月の平均月収額が基準月収額の1/2以上あること。

3 申込本人が高齢者等で、毎月の平均月収額が基準月収額の1/2に満たない場合

- (1) 扶養等親族の平均月収額が、基準月収額以上あること、または貯蓄額が、基準貯蓄額以上あること。
※扶養等親族の「所得証明書」または「貯蓄を証明する書類」及び申込本人と扶養等親族の続柄を確認できる「戸籍謄本」等を提出していただきます。
※扶養等親族が、UR賃貸住宅(旧公団住宅)に居住している場合は、下記のいずれかを満たしていることが必要です。
 - ① 平均月収額がそれぞれの住宅の基準月収額の合計額以上であること。
 - ② 貯蓄額がそれぞれの住宅の基準貯蓄額の合計額以上であること。
 - ③ 平均月収額がいずれか一方の住宅の基準月収額以上あり、かつ、貯蓄額がもう一方の住宅の基準貯蓄額以上あること。
- (2) 扶養等親族が、家賃等の支払いについて、申込本人と連帯して履行の責を負うことを確約すること。
※実印使用・印鑑登録証明書添付・保証する額の限度額は家賃及び共益費の合計額の12か月分

<高齢者等とは>

令和3年5月31日現在において、次のいずれかに該当する方をいいます。

- (1) 満60歳以上の方。
- (2) 1ページ記載の「障がい者」に該当する方。
- (3) 配偶者がおらず、かつ、妊娠している単身者の方。
- (4) 満20歳未満の子と現に同居していて、かつ、扶養している、配偶者のいない母親または父親の方。
※(3)、(4)いずれの場合とも同居親族(ただし配偶者は除く)がいる場合でも適用になります。

<扶養等親族とは>

家賃等を一部または全部負担していただく直系血族または扶養義務を負っている3親等内の親族をいいます。
詳しくは22ページ「親等図」をご覧ください。

家賃等の一時払い制度

一定期間の家賃及び共益費を一時払い(前払い)することで、その期間中割引いた家賃等でお住まいいただけます。

1 対象者

新たにUR賃貸住宅をご契約いただくお客様。

※今回のコンフォール東池袋入居者募集に当選された方は、資格確認時にお申込みいただけます。

2 一時払い期間と家賃の割引

入居開始可能日の属する月の翌月から、1年単位でお選びいただき、一時払い期間に応じてUR都市機構が定める割引率により家賃等が割引されます。

※契約時に、住宅の賃貸借契約とは別に「家賃等の一時払いに関する契約」を締結させていただきます。なお、一時払い期間終了後は、毎月の家賃等をUR都市機構の指定する金融機関等における口座振替の方法により当機構の定める日までにお支払いいただくこととなります。

(一時払い期間終了時に、再度「家賃等の一時払いに関する契約」を締結することもできます。)

申込書の記入要領

UR賃貸住宅入居申込書「コンフォール東池袋」

(25ページ記載の[申込書の記入要領]をご参照ください。)

■UR都市機構の募集要項及び特記事項を承諾の上、入居の申込みをいたします。

① 申込 住 戸 番 号		抽選番号(機構記入欄)			
103 号室					
② 該当区分 ① 障がい者 ② 高齢者 ③ 子育て世帯 ④ 別事業の従前居住者					
③ 氏名	フリガナ	キコウタロウ			
	漢字	機構太郎			
	生年月日(性別)	T S H 57年11月4日 (男) 女	年齢 38歳		
	《確実に郵便物が届く住所及び連絡を取ることができる電話番号をご記入願います》				
④ 申込本人 自宅	現住所	〒170-0013 東京都豊島区東池袋五丁目15番13-0000号			
	電話番号	×× - ×××× - ××××			
	携帯電話	090 - 1234 - 5678			
⑤ 勤務先	名称(所属部課)	(株)都市再生機構 ○○部 ○○課			
	所在地	〒231-0005 神奈川県横浜市中区本町6-50-1			
	電話番号	045 - 650 - ××××			
⑥	平均月収	33 万円/月			
同居予定者 (入居者)	続柄	氏名	生年月日(性別)	年齢	平均月収
	妻	機構花子	T S H R 59年2月19日 (男) 女	37歳	0 万円/月
	子	出産予定	T S H R 年 月 日 (男・女)	歳	万円/月
			T S H R 年 月 日 (男・女)	歳	万円/月
			T S H R 年 月 日 (男・女)	歳	万円/月

【申込書の記入例】

- ① 申込を希望する住戸番号を記入してください。
- ② 1ページをご覧いただき、該当する区分に○をつけてください。
- ③ 申込本人が契約名義人となります。法人名義での契約はできません。
※年齢は、令和3年5月31日現在の満年齢を記入してください。
- ④ 確実に郵便物が届く住所及び連絡を取ることができる電話番号を記入してください。
- ⑤ 申込本人の勤務先名称、所在地、電話番号を記入してください。
- ⑥ 前年の年収を12で割った額を記入してください。
- ⑦ 同居される方全員の氏名等を記入してください。
※続柄：申込本人からみた続柄を記入してください。
※区分「子育て世帯」で申し込まれる妊娠している方、妊娠している方を世帯に含む方は、申込書の同居者欄に「出産予定」と記入してください。
※年齢は、令和3年5月31日現在の満年齢を記入してください。

UR賃貸住宅入居申込書「コンフォール東池袋」

(25ページ記載の[申込書の記入要領]をご参照ください。)

■UR都市機構の募集要項及び特記事項を承諾の上、入居の申込みをいたします。

申 込 住 戸 番 号			抽選番号(機構記入欄)			
号 室						
該当区分						
① 障がい者		② 高齢者		③ 子育て世帯		
④ 別事業の従前居住者						
申 込 本 人	氏名	フリガナ				
		漢字				
	生年月日(性別)	T・S・H	年 月 日 (男・女)	年齢	歳	
	《確実に郵便物が届く住所及び連絡を取ることができる電話番号をご記入願います》					
	自宅	現住所	〒 -			
		電話番号	- -			
		携帯電話	- -			
	勤務先	名称 (所属部課)				
所在地		〒 -				
電話番号		- -				
平均月収		万円/月				
同 居 予 定 者 (入居者)	続柄	氏名	生年月日(性別)	年 齢	平均月収	
			T・S・H・R 年 月 日 (男・女)	歳	万円/月	
			T・S・H・R 年 月 日 (男・女)	歳	万円/月	
			T・S・H・R 年 月 日 (男・女)	歳	万円/月	
			T・S・H・R 年 月 日 (男・女)	歳	万円/月	

※太枠内のみご記入ください。

※お申込みは、一世帯につき、1通(1戸)のみです。2通以上の申込みは全て無効となります。また、不自然に世帯を分割してのお申込みも無効となります。
例:夫婦それぞれで申込み。

この申込書は令和3年5月31日(月)～6月4日(金)の申込用です。

※申込書郵送後の住宅の変更はできませんので、ご注意ください。

◆留意事項

- このお申込みに関して当機構が取得した個人情報は、入居手続及び住宅管理上必要な範囲内での使用に限定いたします。
- 当機構は、次の(1)～(4)の場合を除きお客様の個人情報を第三者に開示することはありません。
(1)お客様が承諾した場合 (2)法令に従う場合 (3)1の利用目的に必要な範囲内においてUR都市機構の業務委託先に提供する場合
(4)その他正当な理由がある場合
- 申込本人(契約者)が制限行為能力者(未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人)である場合は、法定代理人の同意等が必要なことがありますので、ご申告ください。
- お申込み等に虚偽の申告・記載があった場合、または過去にUR都市機構(旧公団)の賃貸住宅及び分譲住宅等において、家賃等滞納・近隣迷惑行為・動物飼育等の契約違反があった方については、お申込み受付後においても、契約をお断りする場合がありますので、ご承知おきください。

memo

A series of horizontal dotted lines for writing.

宛名用ラベル

キリトリ

〒163-1382
新宿アイランド郵便局 私書箱第1518号

(受取人)

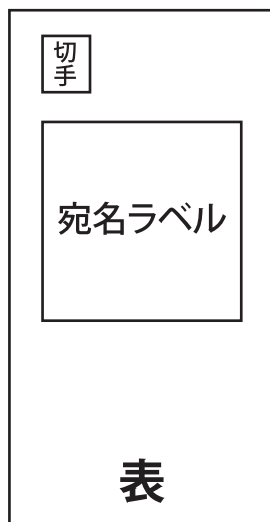
UR都市機構 東日本賃貸住宅本部
住宅経営部 営業開発課 行

UR賃貸住宅入居申込書	
団地名	コンフォール東池袋

ご使用方法

- ①当宛名ラベルを、ご用意していただいた封筒(定形)にお貼りください。
(剥がれないようにしっかりとのり付けしてください。)
- ②ご用意していただいた封筒の裏面に、お客様のご住所とお名前をご記入ください。
- ③封筒(定形)に、84円切手をお貼りください。

※ご注意:宛名を手書きされる場合は、宛名ラベルに記載の担当部署まで漏れなくご記入ください。



memo

A series of horizontal dotted lines for writing.

抽選・資格確認・契約など①

申込みの無効

次のような申込みは無効となります。したがって、申込み受付後当選となった場合でも、その当選は無効になります。

- 1 申込資格がないとき。
- 2 一世帯において、2 回以上の申込みをしたとき（例えば、申込本人または同居される方の氏名を 2 通以上の申込書に記入したとき、婚約者がそれぞれ 1 通ずつ申込みをしたときなど。）。
- 3 家族を不自然に分割して入居しようとする申込みをしたとき（例えば、夫婦を別々にした申込みをしたときなど。）。
- 4 申込書に虚偽の記入があったとき。
- 5 申込書に記入もれがあったとき（例えば、同居される方の氏名が記入されていないときなど。）。
- 6 申込書の記入内容が、明らかでないとき。
- 7 このパンフレット26ページの「UR 賃貸住宅入居申込書」以外の申込書で申込みをしたとき。
- 8 申込本人または同居される方に変更があったとき。
- 9 その他、このパンフレットに記載の募集要項に違反したとき。

抽選番号の通知

申込受付期間終了後、抽選番号を印字した「UR 賃貸住宅抽選番号通知書」を抽選日までに申込書に記入された住所に届くように郵送いたします。

抽選番号

各住宅ごとに、申込受付順に付番します。

抽選の方法

UR 都市機構の定める方法で公開抽選を行い、各住宅ごとに当選番号及び補欠当選番号を決定します。

抽選結果の発表

抽選の結果は以下の方法で発表します。

■ 掲示

抽選日当日の午後5時頃、UR 池袋営業センターに掲示します。

■ UR 都市機構のホームページ

抽選日当日の午後5時頃、当機構ホームページに掲載します。

UR 都市機構ホームページアドレス

<https://www.ur-net.go.jp/chintai/>

※なお、営業センターへの掲示及びホームページへの掲載は、抽選対象団地数等により遅れる場合がございます。

※当落に関するお電話でのお問い合わせはご遠慮ください。

抽選結果の通知

当落にかかわらず、申込者全員に「UR 賃貸住宅抽選結果通知書」により、郵送でお知らせします。

資格確認

抽選の結果、「当選」「補欠当選」の方には、次の書類を提出していただき、申込資格の確認をさせていただきます。

1 住民票

※入居者全員の「続柄」が記載されたもので、募集開始日以降に交付を受けたもの。

2 所得証明書または貯蓄を証明する書類

3 お申込みされた該当区分の申込資格を証明する書類（「④別事業の従前居住者」区分の方は、地方公共団体の確認印のある「別事業協力者確認書」（32ページ）を提出していただきます。）

4 その他、必要な書類を提出していただく場合があります。なお、UR 都市機構の定める期日までに必要書類が提出されない場合は、辞退されたものとして取扱いますのでご承知おきください。止むを得ない理由で期日までに必要書類が提出できない場合は、事前にUR 都市機構 東日本賃貸住宅本部 住宅経営部 営業開発課 [TEL:03-5323-3560] にご相談ください。

契約

1 契約にあたっては、実印及び3か月以内に交付を受けた印鑑登録証明書（押印の習慣がない外国籍の方は、領事館等が発行する「署名の証明書」）が必要となります。

※契約名義人ご本人がお越しになる場合は、運転免許証などの写真付の本人確認書類をご提出いただければ、印鑑登録証明書及び実印を省略することができます。詳細については、別途ご案内いたします。

※契約名義人（申込本人）が未成年で未婚の場合は、親権者または後見人の方の印鑑登録証明書を提出していただくこととなります。

2 UR 都市機構の定める入居開始可能日からその月の末日までの日割家賃及び共益費、並びに敷金（月額家賃の2か月分）をお支払いいただきます。

※日割家賃及び共益費の算出方法

（家賃÷30×日数）+（共益費÷30×日数）

（日割家賃、日割共益費とも10円未満の端数は四捨五入）

入居説明会・住宅の点検確認

1 別途ご案内する会場にて、入居に関する説明、鍵の引き渡しを行います。

※お渡しする鍵は、入居開始可能日まで使用できません。

2 各自で住宅の点検確認を行っていただき、「点検確認書」を提出していただきます。

抽選・資格確認・契約など②

定期建物賃貸借契約(定期借家契約)について 借地借家法第38条第2項に基づく説明

今回お申込みいただく住宅の契約は、定期建物賃貸借契約(定期借家契約)となります。ご契約にあたり、借地借家法第38条第2項に基づき、以下の点を記載した書面を交付して説明させていただきます。

「定期建物賃貸借契約(定期借家契約)」

- 契約期間が定められています。
(住宅によって契約期間の満了日は異なります。)
 - 契約期間の満了により、賃貸借契約は更新されることなく確定的に終了します。
 - 契約期間の満了日までに住宅を明け渡していただくこととなります。
- ※当建物の住宅の契約満了日は令和6年3月末日です。

定期建物賃貸借契約書の主な内容

UR賃貸住宅には、UR都市機構で定める賃貸借契約書により契約を締結したうえでご入居いただきます。契約書の内容で特に注意していただく事項は次のとおりです。

- 1 UR都市機構で定める入居開始可能日から1か月以内に入居していただきます。
- 2 契約期間が定められています。(住宅によって契約期間の満了日は異なります。)
※当建物の住宅の契約満了日は令和6年3月末日です。
- 3 契約期間の満了により、賃貸借契約は更新されることなく確定的に終了します。(※1)
- 4 契約期間の満了日までに住宅を明け渡していただくこととなります。
- 5 契約にあたっては、家賃の2か月分の敷金(※2)、入居開始可能日の属する月の家賃及び共益費(※3)の日割額(※4)をお支払いいただきます。
- 6 毎月の家賃及び共益費は、UR都市機構の指定する金融機関における口座振替の方法により、UR都市機構の定める日までにお支払いいただきます。
- 7 契約期間中は、家賃の額の変更は行わないものとします。ただし、共益費の額は変更する場合があります。
- 8 賃貸住宅の使用方法等に関するUR都市機構の定めるルールを守って、住宅を使用していただきます。
- 9 居住者の責に帰すべき理由により住宅を汚損、破損、滅失をしたとき、又はUR都市機構に無断で住宅の原状を変更したときは、直ちにこれを原状に回復していただきます。(※5)
- 10 建具(障子紙、ふすま紙)及び備品(タオル掛け等)、その他UR都市機構の定めるものの修理又は取替えについては居住者の負担で行なっていただきます。(ただし、退去時の修理又は取替えについては9に該当する場合を除き、負担の必要はありません。)
- 11 賃貸住宅の全部又は一部を転貸したり、住宅の賃借権を譲渡したり、他の住宅と交換する行為は禁止しています。

- 12 団地内において小鳥及び魚類以外の動物を飼うことはできません。(身体障害者補助犬法に定める盲導犬、聴導犬及び介助犬については、UR賃貸住宅内で生活を共にすることを認めています。ただし、UR都市機構の許可は必要です。)
- 13 居住者が賃貸借契約の解除をしようとするときは、14日以上予告期間をもってUR都市機構の定める契約解除届をUR都市機構に提出していただきます。(未入居のまま契約を解除される場合も同様です。)

- ※1 ただし、UR都市機構が可能と判断する場合は、新たな定期借家契約を締結し、継続してお住まいいただける場合もあります。新たな定期借家契約の締結ができる場合は契約期間満了通知に併せてその旨をお知らせいたします。
- ※2 敷金は、家賃の支払い、損害の賠償、その他住宅の賃貸借契約から生ずる債務を担保するためにお支払いいただくもので、契約解除後、債務弁済に当てた残額を返済いたしません。なお、この敷金には利息は付加いたしません。
- ※3 共益費とは、団地内の共用部分の維持管理などに係る費用で家賃のほかにお支払いいただく費用です。
- ※4 UR都市機構の定める入居開始日からその月の末日までの日割家賃及び日割共益費を、契約時までにお支払いいただきます。
- ※5 退去時には、UR都市機構が定めるところにより査定を行い、住宅の使用状況に応じた補修費用をお支払いいただきます。

「④別事業の従前居住者」区分の方用(資格確認時に提出)

別事業協力者確認書

フリガナ 氏 名			(男・女)
	姓	名	
生年月日	(歳)		
住 所			
対象事業			

※対象事業は、東京都の特定整備路線整備事業や東京都豊島区以外の特別区における住宅市街地総合整備事業(密集市街地整備型)等、密集市街地の改善に資する事業となります。

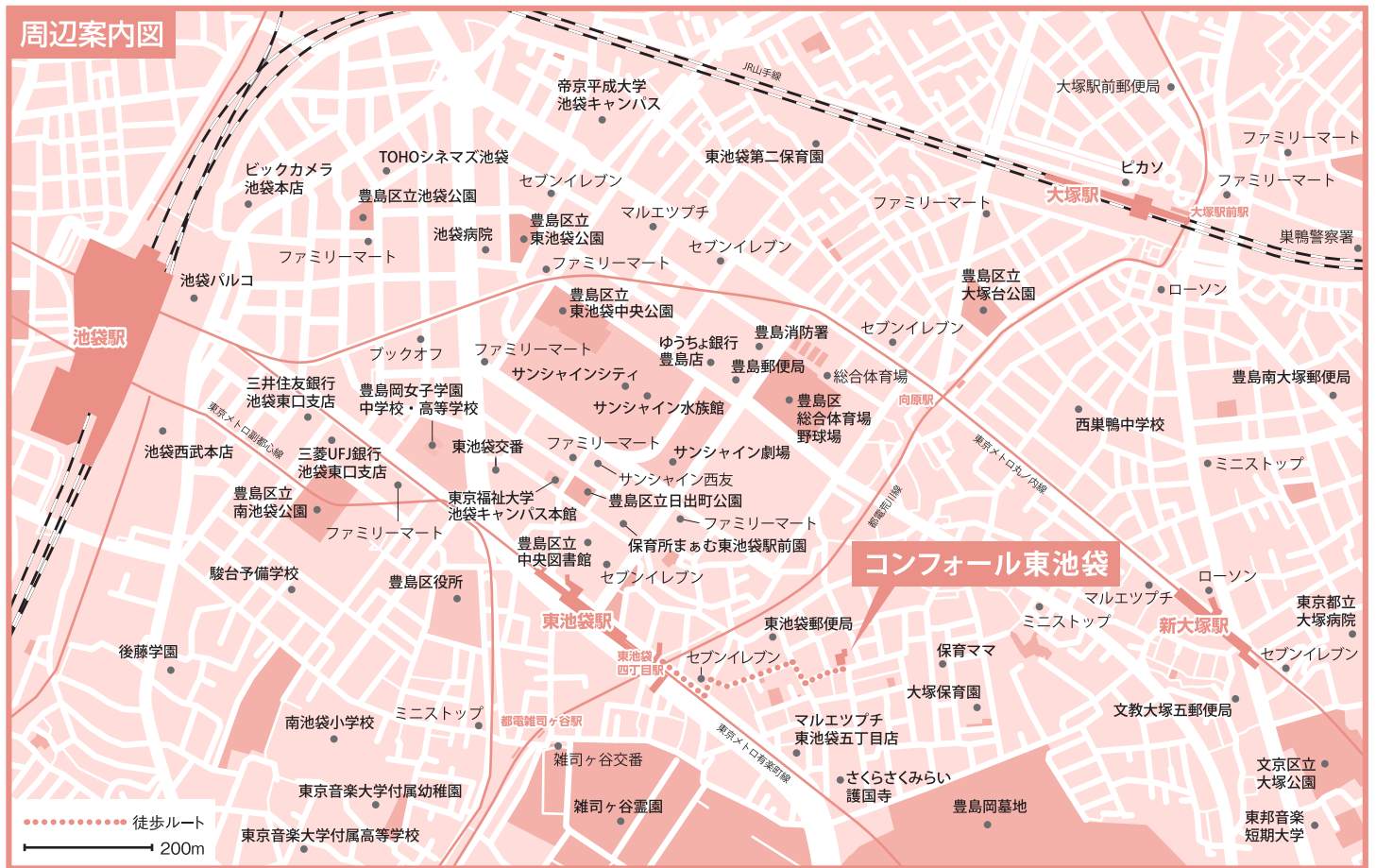
※令和3年5月31日現在の満年齢を記入してください。

※対象事業により移転が必要となる住所をお書きください。

上記事業の協力者であることを確認しました。

※上記の事業を担当する地方公共団体(東京都または特別区)に日付入りの確認印を押印してもらってください。

<p>地方公共団体確認欄</p>



暮らしのご案内

公共施設

- 豊島区役所……………西方約610m
- 東池袋交番……………北西方約620m
- 豊島消防署……………北方約500m
- 区立中央図書館……………北西方約440m

医療施設

- 池袋病院……………北西方約850m

教育施設

- 区立南池袋小学校……………西方約810m
- 区立千登世橋中学校……………南西約1.4km
- 雑司ヶ谷幼稚園……………南西約600m
- 保育所まゐむ東池袋駅前園……………北西約400m

利便施設

- 東池袋郵便局……………北西方約110m
- ゆうちょ銀行豊島店……………北方約510m
- 三菱UFJ銀行池袋東口支店……………北西方約850m
- 三井住友銀行池袋東口支店……………北西方約920m
- マルエツプチ東池袋五丁目店……………南西方約170m
- サンシャイン西友……………北西方約490m

その他

- 電気……………ご希望の電力会社にお申込みください
- ガス……………ご希望のガス会社にお申込みください
- 水道……………東京都水道局豊島営業所
- 污水处理(公共下水道)……………東京都下水道局北部下水道事務所豊島出張所
- ゴミ処理……………豊島清掃事務所

※距離表示については今回建設建物の中心部からの直線距離を示しています。

<貸主>

独立行政法人 都市再生機構

東日本賃貸住宅本部 住宅経営部 営業開発課

〒163-1382 東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー16階
TEL: 03-5323-3560 [定休日: 土曜・日曜・祝日]

UR都市機構のホームページ <https://www.ur-net.go.jp/>

※UR都市機構と「申込代行業者」とは、一切関係ありませんのでご注意ください。
※このパンフレットは印刷用の紙にリサイクルできます。

コンフォール東池袋のお問い合わせ先

TEL.03-5323-3560

午前9時30分～午後5時30分 定休日: 土曜・日曜・祝日

2105-DT-SP-1,000